

設置の趣旨等を記載した書類 本文目次

1. 設置の趣旨及び必要性	3
(1) 背景・経緯	3
(2) 設置の必要性	4
(3) 設置の趣旨	5
(4) 養成する人材像	6
(5) 学生が修得する能力	6
(6) 学位審査、学位授与	7
(7) 修了後の進路と人材需要	7
(8) 教育研究上の目的等の共有方法	7
(9) 中心的な研究分野	8
2. 専攻の特色	8
(1) 国際連携専攻の特色	8
(2) 教育研究上の連携により両大学にもたらされるメリット	9
3. 専攻の名称及び学位の名称	9
(1) 専攻の名称	9
(2) 学位の名称	10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	10
(1) 教育課程の編成の考え方	10
(2) 教育課程編成の特色	11
(3) 授業科目等の概要	11
(4) 既存の専攻との関係	12
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	13
(1) 教員組織の編成の考え方	13
(2) 教員配置計画	13
(3) 連携外国大学との調整を行う専任教員	14
(4) 本専攻の長の選任方法	14
6. 教育方法、履修モデル、研究指導の方法及び修了要件	14
(1) 教育方法	14
(2) 履修指導	14
(3) 履修モデル	15
(4) 学修の成果及び学位論文に係る評価の基本方針	17
(5) 修了要件	17
(6) 研究指導方法	18
(7) 研究指導の例	19
(8) 研究倫理審査体制	19
7. 施設・設備の整備計画	20
(1) 名古屋大学	20
(2) チュラロンコン大学	20

8. 入学者選抜の概要	21
(1) アドミッション・ポリシー	21
(2) 入学選抜の概要	21
(3) 入試運営体制	22
(4) 周知方法等	22
(5) 修業年限及び学籍の取扱	22
(6) 入学定員	22
9. 管理運営	23
(1) 研究科長及び専攻長	23
(2) 合同運営委員会	23
(3) 合同入学審査委員会	23
(4) 合同学位審査委員会	23
(5) 事務体制	24
10. 自己点検・評価	24
(1) 全学的実施体制	24
(2) 本専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価	24
11. 連携外国大学について	24
12. 協議及び協定について	25
(1) 合同運営委員会における協議	25
(2) 指導教員間における協議	25
(3) 協定について	25
(4) 不測の事態が生じた場合の連絡体制及び手続き	25
13. 学生への経済的支援に関する取組	25
14. 情報の公表	25
15. 教育内容の改善を図るための組織的な研修等	28

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 背景・経緯

名古屋大学は、前身である名古屋帝国大学が1939年に創設されて以来、研究と教育の創造的な活動を通じて、豊かな文化の構築と科学・技術の発展に貢献してきた。本学は名古屋大学学術憲章にあるように研究に重点を置く基幹総合大学であり、創造的な研究活動によって真理を探究することを目指している。また、2015年には、今後あるべき姿を「NU MIRAI 2020」として取りまとめ、世界トップレベルの教育研究活動、社会連携によるイノベーション創出、キャンパスの国際化とアジア展開、自律的なマネジメント改革等により、本学を世界屈指の研究大学へ成長させることを宣言している。特に、「アジアとともに学び、発展し、アジアのハブ大学」に成長することが、将来ビジョンの大きな柱の一つであり、法学、医学、理学、農学、工学などの幅広い分野で積極的にアジア諸国と関わり続け、独自のネットワークを築いてきた。これを基盤として、「アジアサテライトキャンパス学院」、「博士課程教育リーディングプログラム：グリーン自然科学国際教育研究プログラム」、「PhD プロフェッショナル登龍門」、「ウェルビーイング in アジア 実現のための女性リーダー育成プログラム」等の教育プログラムを展開している。

名古屋大学工学部は、教育研究と地域産業との連携を図り、特に中部地方の産業発展に寄与するため、工学を拓くための確固たる基礎力を有し、総合力・創造力を備え、広い国際的視野を持ち、社会からの要請に応え、イノベーションを創出できる「勇気ある知識人」を輩出することを目的に、1942年に創設当初から存在する旧理工学部が理学部と工学部に分かれる形で設置された。1953年には工学分野における高度な研究と専門家の育成を目的として大学院工学研究科が設置され、以降様々な附属研究センターと強い連携を築き、教育研究を展開してきた。さらに、2017年には、刻々と変化する社会情勢や10年先を見据えた学内資源の最適化を考慮して、再度の組織改編を行っている。これは、世界を代表するものづくり産業の集積地である中部地区の中心的研究大学として、今後の工学分野への人材供給の大きな期待に応えるため、工学基礎教育を重視すると共に、専門性と総合性を備えた人材育成を目的とした教育組織とカリキュラムの再編成を行い、学部及び大学院を一体で改組したものである。今後は、「未来材料・システム研究所」、「未来エレクトロニクス集積研究センター」、「宇宙地球環境研究所」、「シンクロトロン光研究センター」、「ナショナルコンポジットセンター」、「未来社会創造機構」、「環境学研究科」、「情報学研究科」等との関係を強化することで、挑戦性、総合性、融合性、国際性を兼ね備えた工学系の総合科学を基盤とするアジアのハブ大学実現に向け、全学に貢献していく。

特に工学研究科では、学術交流協定の締結、国際共同プロジェクトの実施、共同シンポジウムの開催、外国人学生受入等によって、学問的・人的交流を促すことを目的とした学術交流を積極的に図ってきた。持続可能な発展を支えるマテリアル工学分野においても、アジア・アフリカ等の海外での研究展開を進めてきた実績を生かし、留学生を含む全学生を対象に、グローバルに活躍できる工学系人材を育成する学部・大学院教育を目指して不断の改善・充実を図っている。

なかでも、タイ王国のチュラロンコン大学とは学術交流協定を1992年に締結しており、過去およそ30年に渡り、交流を続けてきたことによる強い繋がりを持つ。名古屋大学のASEAN支援活動を担うべく2014年に開設されたバンコク事務所もチュラロンコン大学内にあり、交流を活発化させてきた。マテリアル工学分野では、2015年に名古屋大学・チュラロンコン大学プラズマ化学技術研究室(NU-PPC PCTECH)をチュラロンコン大学石油・石油化学科内に共同設置し、「プラズマを利用した抗癌作用を示す材料の研究」等の当該分野での研究交流・教育連携を加速させて

いる。また、過去 20 年間で博士前期課程・後期課程において 13 名のチュラロンコン大学出身者を受け入れ、4 名に修士（工学）、4 名に博士（工学）の学位を授与している。

さらには、工学研究科の材料工学分野においては、日本学術振興会が主催する「研究拠点形成事業」にて、本学とチュラロンコン大学を核としてハノイ工科大学やラオス国立大学を加えた多国間交流についても 2013 年から 2 期連続となる計 6 年間実施しており、学生交換や若手研究者交流も積極的に行ってきた。また、科学技術振興機構が主催する「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）」にも積極的に参画している。本事業により 2012 年以降はコロナ下にあった昨年を除き、チュラロンコン大学の学生を毎年招へいし、研究拠点形成事業と合わせて日本の最先端材料工学科学技術の体験・見学や本学学生との研究交流活動を進めている。

チュラロンコン大学は、1917 年に設立されたタイ王国で最初の高等教育機関である。キャンパスはバンコク市街に位置している。同キャンパスの教職員数は 8,138 人、学生数は 37,626 人（2020 年 3 月現在）であり、タイでも有数の大学である。同大学はアカデミックな評価の高さでも国際的に有名であり、米国や欧州の高等教育機関とも相互交流協定を多く締結している。また、QS ranking では 2018 年から 2021 年まで 4 年連続でタイ王国内第 1 位であり、材料分野でもタイ国内第 1 位のトップ大学である。同大学は、今後の主要政策として国際化を掲げており、その目標に向かって世界の主要大学と学術共同活動を推進すべく、多くの取組を実施している。現在、99 の国際プログラム（学士：15、修士：50、博士：34）を展開している。

冒頭に記したように、本学もキャンパスの国際化とアジア展開を積極的に進めており、特に、「アジアとともに学び、発展し、アジアのハブ大学」に成長することが、将来ビジョンの大きな柱の一つである。さらに本学では、ジョイント・ディグリープログラム（JDP）開設を積極的に推進しており、これまでにオーストラリア・アデレード大学健康科学部（医学）、スウェーデン・ルンド大学医学部（医学）、英国・エディンバラ大学理学部（理学）、タイ王国・カセサート大学農学部（農学）、オーストラリア・西オーストラリア大学理学部（農学）及びドイツ・フライブルク大学医学部（医学）との JDP が開設されている。複数の大学がそれぞれの強みを活かしたカリキュラムなどを提供する JDP は、一つの大学や国内だけでは不可能な充実した教育プログラムが実施でき、同時に、国際的な視野と高い競争力を持つ研究、優れた次世代研究者の養成を推進できるといったメリットがある。さらに、教育や学位の国際的な質保証にもつながる。「JDP による国際発信力の強化」を標榜する名古屋大学にとっては、国際的に工学分野での評価も高く、教育研究において交流・連携実績のあるチュラロンコン大学は恰好のパートナーであり、JDP を開設するとの結論に至った。

（2）設置の必要性

前述の JDP 設置に至る背景・経緯に加え、社会及び工学分野の産業界からの強い要請がある。また、持続可能な社会の実現のため、持続可能な開発目標（SDGs）が 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられており、世界規模でその達成が要求されている。以下に本 JDP を設置するにあたっての必要性を述べる。

① 研究分野の動向・ニーズ

中部地域は、世界を代表するものづくり産業の集積地である。本研究科はこのような背景に基づいて、ものづくりの重要な要素である材料の設計（材料デザイン工学専攻）、プロセス（物質

プロセス工学専攻)、実用システムと材料・エネルギー循環(化学システム工学専攻)を中心とする教育研究体系を構築し、世界トップクラスの特色ある研究により、高い国際的評価を受ける実績を挙げてきた。その一方、日本の研究力の相対的な低下が懸念される中、将来にわたって卓越した研究成果を持続的に生み出し続け、国際的な存在感を高めていくことが課題となっている。このことは科学技術・学術審議会における「学術研究の総合的な推進方策について(最終報告)」(2015年1月27日)においても課題として指摘されている。本研究科では、アジア地域を中心とする国際研究が増加しており、タイの豊富な天然資源や原料と日本の先進技術を組み合わせた材料開発を行ってきた。いずれも、チュラロンコン大学との共同研究であり、今後も継続して国際的な存在感をさらに高めるためには、研究室レベルでの交流という枠を超えて、名古屋大学とチュラロンコン大学双方が実施する教育プログラムの傘下で研究を遂行し、持続型発展に寄与するマテリアル工学分野における国際的リーダーとなりうる博士人材の育成に上記研究が直結することが強く望まれる。

② 社会・学生のニーズ

学術研究や大学教育に関する社会的要請は刻々と変化しており、本研究科においても、社会の現状を把握・検証しつつ将来展望を持つことが「工学」の発展には不可欠であると考えている。また、産業のグローバル化と産学連携の促進を背景としたマテリアル工学分野における国際性豊かな人材が求められている。特に2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられたSDGsの達成は世界の国際目標であり、そこに寄与しうる人材の育成やその達成に不可欠な先端研究の推進が求められている。また、SDGsの達成には世界や各国等といった視点でグローバルな持続可能策を示す研究のみならず、都市部や山間部など個々の特色の異なる地域に根差した視点でローカルな持続可能策を提供する研究も求められる。本専攻で扱うマテリアル工学分野の研究、特に水やエネルギーなどの資源循環や温室効果ガスなどの削減といった技術の開発・高度化は、SDGsの17あるゴールのうち6、7、12、13などの達成に大きく貢献することが見込まれる。本JDPは、両大学の強みを活かしたマテリアル工学分野の高度な研究に根付いた質の高い教育により、同現代社会のニーズに応えるものである。

また、学生のニーズに関しては、前述の日本学術振興会が主催する研究拠点形成事業や本学バンコク事務所の開設を契機に、本学とチュラロンコン大学間で学生交換が活発化している。1~3か月レベルの滞在をする学生が継続的に存在しており、学生自身が国際的視野と課題解決能力の涵養に関心を持っていることが判る。

(3) 設置の趣旨

上記の背景や必要性を踏まえ、マテリアル工学分野における国際的リーダーとなりうる博士人材の育成に向け、一つの大学だけでは提供できない魅力ある新たな教育プログラムを構築し、修了者には2大学連名で単一の学位を授与することによって当該学生の能力の高さを世界標準で保証すべく、チュラロンコン大学との国際連携サステイナブル材料工学専攻を設置することとした。

様々な分野においてリーダーシップを発揮し、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて人類の幸福に貢献できる「勇気ある知識人」の育成が名古屋大学の基本方針であるが、これを国際的に展開するためには、同様の運営方針を掲げる海外大学との連携が重要となる。チュラロンコン大学の運営方針「学術的知識と高度な技術を持ち、公共に対する高い倫理性を持ったリーダーの育成」はこれに合致するものであり、両大学によるJDPの設立は、マテリアル工学を軸とする国際的視野を持った高度職業人の養成にとって最適なものである。以下に、設置の目的を列挙

する。

- ① 名古屋大学が標榜する「アジアとともに学び、発展し、アジアのハブ大学」に成長するための具体的な博士課程・研究プログラムとして本 JDP を位置づけ、SDGs 達成の実現に向けて本学の工学研究科が培ってきたマテリアル工学に関わる最先端の研究をチュラロンコン大学が有する天然資源や原料に関わる研究と結びつけることで、材料・エネルギーを効率的に循環させる総合的かつ高度な研究を展開する。また、チュラロンコン大学の有する企業や行政等との強いコネクションをもとに実証研究に展開させ、天然資源に乏しいために輸入原料を基にした製品の製造やリサイクルが強みである日本と天然資源・原料の有効活用が強みである ASEAN という国・地域特色の異なる両方の地域性を最大限活用したグローバルからローカルまで網羅した教育プログラムを実現する。これにより、両大学の特徴を生かした多角的な視点を基盤とする国際的俯瞰力と学術展開力を持った博士人材育成を行う。
- ② 学生を早期から長期間にわたって海外の学術環境、文化、システムの中で教育することにより、マテリアル工学の知識や実験技法を幅広く修得するだけでなく、国際的俯瞰力、異文化理解力、企画力、問題解決能力を養う。
- ③ JDP 実施により、両大学の研究力及び教育力の国際的評価を獲得し、大学の国際発信力と競争力の向上を図る。

(4) 養成する人材像

本専攻では、マテリアル工学分野の専門的知識・技術を熟知し、他分野との緊密な連携によって広い視野と論理的思考力を持ち、豊かな人間性や高い倫理性を備え、人類の持続可能な発展に深く貢献できる人材を養成する。具体的には、以下のような人材である。

- ① 背景もアプローチも異なる両大学の特徴を生かした多角的な視点に基づく丁寧な研究指導により、博士論文研究という課題を通じて幅広い専門知識と俯瞰力を身につけ、マテリアル工学に関する分野横断研究を実現する研究者
- ② 「ものづくり」の総合的な知識を持ち、国際的な学術界と産業界との橋渡しを実現する研究者
- ③ 高度専門知識とそれを応用する能力を持ち、エネルギー・環境分野において人類の持続可能な発展に貢献する国際高度専門職業人
- ④ マテリアル工学に関わる高度専門知識と技術を基礎から応用に至るまで伝承し、次世代を育成する国際的教育者

このような人材は、名古屋大学で培われた「マテリアル工学」に関わる世界トップクラスの高い研究実績とチュラロンコン大学が有する豊富な天然資源・原料についての知識を活用し、産業界や行政とのコネクションを活かした企業視点や社会実装を見据えた視点を組み込んだ博士研究に取り組み、原料から製品、再資源化まで材料やエネルギーを循環させる技術とともに特定領域にとらわれない基礎研究からプロセス、社会実装まで実効的な「ものづくり」研究を遂行することにより養成される。

(5) 学生が修得する能力

本専攻を設置することで学生は以下の様な能力を修得できる。

- ・ 持続可能な開発に向けた材料・エネルギー循環研究等の SDGs 達成に貢献する研究や技術の科学的特性を理解し、基礎科学の知見を応用研究に活かせる能力。

- ・ 国際的共同研究で養われるマテリアル工学関連の技法やネットワークを総合的に活用する能力。

(6) 学位審査、学位授与

<ディプロマ・ポリシー>

所定の修業年数である3年以上在学し、設定された教育プログラムを履修の上、研究指導を受け、日本の法令及び本学で規定された修了要件を満たすほか、タイの法令及びチュラロンコン大学で規定された修了要件を満たすことで、博士（工学）の学位が授与される。本専攻では、以下のとおり、チュラロンコン大学との協議で合意したディプロマ・ポリシーを定め、マテリアル工学の高度専門知識とそれを応用する能力を持ち、国際的な学术界と産業界との橋渡しを実現することで人類の持続可能な発展に貢献する能力を有する学生に学位を授与する。

- ・ 自然科学分野の深く多様な学問的素養と高い研究推進能力を体得した証として、課程で学び、得た学問的成果を体系的に論じた学位論文を書き上げること。
- ・ 高い倫理性や豊かな国際性、科学的論理性や創造力を身に付け、国際的な共同事業や共同研究を推進できることの証明として、両大学の教員等により組織される合同学位審査委員会が審査を行い、最終口頭試問を経て合格と判定されること。

<学位授与>

本専攻を修了した者には両大学から博士後期の学位を授与し、その学位記に付記する専攻分野は、「博士（工学）（英文：Doctor of Philosophy）」とする。

また、学位記は、国際連携専攻ということを踏まえ、両大学が共同で1枚の学位記を発行し、学位記には両大学の学長が連名し、入学手続きを行った大学から手交される。また日本語、タイ語、英語の3カ国語が併記される。

(7) 修了後の進路と人材需要

修了後の進路としては、国内外の研究・教育・行政機関、ものづくりや材料・エネルギー循環に関連する企業・団体等が想定される。国内外の研究・教育・行政機関にあっては、国際的な学術連携と教育交流を通して国際的な俯瞰力を養った研究者が望まれている。また、ものづくりや材料・エネルギー循環に関連する企業・団体等は近年急速に発展しており、日本企業も多く進出しているASEAN地域での研究開発に関心を持つ博士人材の育成が期待されている。

具体的には、化学業界、窯業・土石製品業界、再生可能エネルギー業界、自動車・輸送用機器業界、エレクトロニクス業界、金属・鉄鋼・鋳業業界、産業機器業界等が進路として考えられる。特に、近年ではSDGsを経営において重視する企業が増えており、2019年10月より始まったRE100（Renewable Energy 100%）という事業活動に用いるすべてのエネルギーを再生可能エネルギーにより調達し、温室効果ガスの削減を目指す国際的な取り組みに対しても、日本企業が相次いで参画している（2021年2月時点で50社に上る）。これらの社会的背景から見ても、本JDPの学生が採用される業種は更に拡大していくものと考えられる。

(8) 教育研究上の目的等の共有方法

チュラロンコン大学教員との教育研究活動及び目的や運営等の共有方法は、これまでのチュラロンコン大学との協議の中で共有されており、協定書にその内容が記されている。さらにJDP開設以降の教育研究上の目的や運営については、合同運営委員会を開催し、共有していくことにな

る。当該委員会は、本学とチュラロンコン大学の本専攻所属の教員及び担当事務職員で構成され、学生についての教育研究上の目的、問題点等について密に議論を行い、両者の認識を共有していく。また、当該委員会の開催のほか、TV 会議や E-mail などを活用して、チュラロンコン大学の指導教員と連絡を取り、指導内容や履修状況を確認・共有する。

(9) 中心的な研究分野

「マテリアル工学」:

国際目標である SDGs の達成を目指した材料・エネルギー技術や材料・エネルギー循環技術の開発とそのメカニズム解明するための材料設計、プロセス、実用システムと材料・エネルギー循環について、基礎研究からプロセス、社会実装までのものづくりに関する研究を行う研究分野。

2. 専攻の特色

(1) 国際連携専攻の特色

本設置計画は、これまで進められてきたチュラロンコン大学との教育研究連携に基づき、世界的教育研究拠点となるべく JDP 実施専攻として制度設計した。

近年、さまざまな学術分野で進行する分野間のボーダーレス化や、世界規模で生じている人材交流を見れば明らかなように、我が国の大学が国際社会の中で発展していくためには、国外の大学と強く連携した共同教育や共同研究の活性化は必要不可欠であり、このことは日本のリードする持続型発展に寄与する技術開発分野において特に顕著である。

中でも、マテリアル工学分野においては、研究対象や応用先があらゆる産業と直結しているために、その原産地や加工地である ASEAN の大学との連携が強いことが特徴として挙げられる。本国際連携サステイナブル材料工学専攻においては、名古屋大学が培ってきたマテリアル工学に関わる最先端の研究をチュラロンコン大学が有する天然資源や原料に関わる研究と結びつけることで、材料・エネルギーを効率的に循環させ、SDGs の達成を実現する高度な研究を展開する。また、チュラロンコン大学の有する企業や行政等との強いコネクションをもとに実証研究を展開する。こうした取組により、天然資源に乏しいために輸入原料を基にした製品の製造やリサイクルが強みである日本と、天然資源・原料の有効活用が強みであるタイ・ASEAN という国・地域特色の異なる両方の地域性を最大限活用した、グローバルからローカルまで網羅した教育プログラムを実現し、国際的俯瞰力、企画力、学術展開力を持った博士人材を育成することを企図したものである。

JDP は、学生が一つの大学又は国にとどまったまま課程の全てを修了することは想定していないため、年間の研究指導計画や教員組織等について、学生が十分に理解できるよう、以下に挙げるとおり既存の専攻と異なる体制を構築する。また、協定書にも記されているとおり、学生が学位取得を目指して博士課程に入学した当初の大学を「主大学」とし、もう一方の大学を「副大学」とする。

- ① 主大学に主指導教員及び副指導教員を置き、副大学にも副指導教員を置く。主・副指導教員（以下「指導教員」という。）は密に連絡を取り合い、共同して学生を指導する。
- ② 両大学の教育研究を円滑に運営するために、双方にアカデミック・コーディネーター（以下「A.C.」という。）を置く。両大学の A.C.の役割を以下に挙げる。

- (ア) 両大学で行われている教育研究を精査・熟知することにより、本プログラムへの入学を希望する学生のコーディネートをを行う。
- (イ) 研究上の問題や、習慣や文化的な背景から起こる生活面の問題を解決し、学生が2国間を行き来しても無理のない研究計画が立案できるように支援する。
- (ウ) 両大学の学生の交流を通して共同研究活動の推進を図り、本プログラムによる学生育成のための共同研究基盤を強化する。
- さらに、両大学の教育研究や学生の生活面等の事務的支援を行うために、双方にアドミニストレイティブ・コーディネーターを置く。
- ③ 入学時には、A.C.と連携を取りながら、学生と指導教員との話し合いによって、研究テーマや目標、さらに具体的な教育研究日程を定めた覚書“Learning Agreement”を作成する。
- ④ JDP の円滑な運営のために、合同運営委員会、合同入学審査委員会及び合同学位審査委員会を設置する。

(2) 教育研究上の連携により両大学にもたらされるメリット

本設置計画によって、本学とチュラロンコン大学にもたらされるメリットを以下に挙げる。

(人材育成におけるメリット)

連携によって、以下のメリットが実現でき、国際社会において産と学を橋渡しし、「ものづくり」で社会に貢献するパイオニアの養成に繋がる。

- ・ 両国における産学連携や産業界と関わりのある研究を通して、国や地域の特色を理解した上での実社会の課題認識・解決能力の育成や社会実装というアウトプット意識の育成ができる。
- ・ 文化・発展の異なる国での研究・学習経験を通して、国際的俯瞰力、異文化理解力、異文化適応力が育成できる。
- ・ 一つの大学や国内だけでは不可能な充実した教育プログラムが実施でき、優れた次世代研究者の養成を推進できる。教育や学位の国際的な質保証にもつながる。

(相手大学の強みからもたらされるメリット)

- ・ チュラロンコン大学の強みからもたらされる名古屋大学のメリットとしては、タイの天然資源や原料、さらにチュラロンコン大学の有する企業や行政等との強いコネクションを活かして実証研究を展開することが可能となり、原料から製品まで一貫したプロセス、材料・エネルギー循環研究を実現できる。
- ・ 名古屋大学の強みからもたらされるチュラロンコン大学のメリットとしては、これまでに本学が蓄積してきたマテリアル工学分野に関わる科学的知見や関連技術を1年間に亘って直接修得することができるようになり、また、最先端の分析機器の利用や本学教員とのコミュニケーションを通じて国際的な視野と高い競争力を養うことができるようになる。

3. 専攻の名称及び学位の名称

専攻の名称及び学位の名称については、いずれも協定書に明記されており、チュラロンコン大学と合意できている。

(1) 専攻の名称

専攻名は、名古屋大学とチュラロンコン大学の連携によって遂行される工学分野の大学院教育

課程の実態を表す名称として、協定書での合意に基づき、「名古屋大学・チュラロンコン大学国際連携サステイナブル材料工学専攻」（英文名称：International Collaborative Program in Sustainable Materials and Technology for Industries between Nagoya University and Chulalongkorn University）とする。「Sustainable Materials and Technology」は主要な出版社から出版される英文ジャーナル名として使用されており、世界的にも広く認知された研究領域である。

本専攻では SDGs の達成に向け、基礎から応用まで幅広いマテリアル工学系の研究領域にかかる教育研究を目指しており、専攻名はこれを意図するものである。

（2）学位の名称

授与される学位の名称は博士（工学）とする。本専攻で授与される学位記【資料1】は、国際連携専攻ということ踏まえ、両大学が共同で1枚の学位記を発行し、日本語、タイ語、英語の3カ国語が併記される。学位記には発行者として「Nagoya University」及び「Chulalongkorn University」の学長名を記載する。英文名称は、国際通用性を踏まえ、協定書附属書第11にも記されている両国の合意に基づき、「Doctor of Philosophy」とする。また、学位記には専攻名として「International Collaborative Program in Sustainable Materials and Technology for Industries between Nagoya University and Chulalongkorn University」と記載される。

なお、本専攻の母体となる本学工学研究科では、「工学関係」分野の学位である「博士（工学）」を年間約60名に授与しており、そのうち約10名は外国人留学生に授与している。

チュラロンコン大学 Faculty of Science の関連するコース（材料化学、化学技術、物理学）では、学位を2015年から2019年の5年間のデータで年間7~15名に授与している。

また、本専攻の母体となる本学工学研究科で授与する学位の分野「工学」に変更はない。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程の編成の考え方

教育課程の編成にあたり、以下のとおりカリキュラム・ポリシーを定めた。本専攻が博士後期課程であることに鑑み、研究指導を中心とした教育課程を編成した。

<カリキュラム・ポリシー>

我が国とタイ王国の大学の最先端工学教育や製造業を中心とする産業における専門的工学教育のグローバル化を見据え、高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域ばかりでなく、幅広く高度な知識・能力を身につける。

本専攻では、学位授与に要求される知識・能力、及びリサーチマインドを有する国際性豊かな高度専門研究開発人材に求められる、より高度な専門知識・技術及びリーダーシップ・国際性を修得するために、両大学の合意に基づき、以下に示した方針でカリキュラムを編成する。

- 1) 英語を共通語としたコミュニケーションを円滑に行うことのできる語学能力及びグローバルな視点の獲得を目指し、授業は日本・タイ両国でそれぞれ一定期間履修することを原則とし、日本・タイ両国の教員による英語を用いた指導を行う。
- 2) 最新の知見のレビューに基づく工学系、特に材料・環境・エネルギー分野における世界的な動向の把握と、両国における工学並びに産業の背景や実情の学習を通じて、国際的に通用するための総合的で論理的に思考する能力を獲得することを目指した指導を行う。

- 3) 講義科目により得た知識・能力などを実社会で実践していくためのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を獲得するため、日本・タイ両国において研究を行い、さらに両国の教員・学生の合同によるセミナーを行う。
- 4) 様々な文化的背景を持つ地域に根ざして実社会の課題を読み解く能力を獲得し、そこから独創的で新しい発想へと展開させることを目指し、互いに相手国で一定期間居住し、異文化において生活しながら履修する。
- 5) 大学で得られた研究成果を産業界へ展開する能力を修得させるため、産業界で求められる応用展開事例や生産技術を学ぶための講義・実習を設ける。
- 6) 材料・環境・エネルギー系専門分野に関する特定の研究課題について、主体的な研究活動において科学的根拠に基づいた独創性・実践性の高い論文を作成できるよう両大学で指導を行う。

(2) 教育課程編成の特色

上記ポリシーに沿って、次のとおり両大学の強みを発揮しながら、学生一人一人の研究の独自性や研究進捗状況に柔軟に対応できる編成とした。その特色は以下に挙げるとおりである。

① 課程概要

本専攻の教育課程期間は、3年間を標準とし、原則として在学期間中の1年間（学生の研究状況により、期間・時期については別途定めるが、概ね2年次の1年間）、副大学に滞在する。

国際的な研究者である両大学の教員から指導を受けながら、マテリアル工学分野における最先端の国際的共同研究、高度専門基礎知識を修得するためのセミナー及び産業界の専門家からSDGsの達成を実現するための材料・エネルギー技術や材料・エネルギー循環技術に関してケーススタディを交えて学ぶ科目を両大学で開講し、産業界との連携とそのための人材育成を行う。

② 補完性と共通性

前述のとおり、本学大学院工学研究科の材料デザイン専攻、物質プロセス専攻及び化学システム工学専攻並びにチュラロンコン大学 Faculty of Science の Department of Physics、Department of Materials Science 及び Department of Chemical Technology は、互いにそれぞれの強みを持っており、名古屋大学が培ってきたマテリアル工学に関わる先端的な研究をチュラロンコン大学が有する天然資源や原料に関わる研究と結びつけることで、材料・エネルギーを効率的に循環させ、SDGsの達成を実現する高度な研究を展開することができる。また、チュラロンコン大学の有する企業や行政等との強いコネクションをもとに実証研究に展開させ、天然資源に乏しく、輸入原料を基にした製品の製造やリサイクルが強みである日本と天然資源・原料の有効活用が求められるタイ・ASEAN という国・地域特色の異なる両方の地域性を最大限活用したグローバルからローカルまで網羅した教育プログラムを実現する。

(3) 授業科目等の概要

本JDPにおいては、45時間の学修をもって1単位とする。両大学の学生が主として履修することになる科目等は以下の通りである。

① 「博士論文研究（計48単位）」

入学手続きを行った主大学における主指導教員及び副指導教員、副大学の副指導教員との複数指導体制のもと、博士論文研究を進め、博士論文作成のための既存の知見や実験データの収集、

解析を行う。博士論文研究のテーマについては、大学出願の段階で申請した希望や、修士論文テーマ、国際的視点等から、学生本人の興味、また得意とする能力を活かし、研究テーマを選択する。研究遂行に必要な情報の収集にあたっては電子ジャーナルを含む両大学の図書館の文献情報を活用する。また、研究の実施にあたっては、副大学の設備を主大学での研究と同等に利用することができる。指導教員間での協議の上、研究に従事した内容とその成果に基づき半期ごとに当該科目を開設した大学の指導教員が可否を判定する。両大学で共有している単位認定に至る到達基準は以下の通りである。

- 1 年前期：専門分野における過去の知見を集約し、これまでの研究の背景を総括するとともに、研究課題の意義、目標についてとりまとめ、研究計画を作成する。
- 1 年後期：主大学における研究遂行に必要な実験技術・解析手法を修得し、課題を遂行する。得られたデータを分析し、成果を取りまとめる。
- 2 年前期：副大学における研究遂行に必要な実験技術・解析手法を修得し、課題を遂行する。専門分野における外国語でのコミュニケーション、プレゼンテーションのスキルを修得する。
- 2 年後期：副大学での研究で得られたデータを分析し、成果を取りまとめて英文で報告書を作成する。
- 3 年前期：主大学における研究課題を遂行し、主大学、副大学における研究成果を総合的に解析する。
- 3 年後期：得られた知見を総括し、専門分野における研究意義を取りまとめる。

在籍期間中に 6 回のセミナーを行いその内容を審査する。1 年次の前期及び後期終了時のセミナーでは、中間審査として、研究の背景の理解や研究計画の妥当性を審査する。2 年次の前期及び後期終了時のセミナーでは、中間審査として、研究の進捗状況や研究内容の理解・考察力・アウトプット意識について審査する。3 年次の前期の博士論文提出前のセミナーでは、予備審査として、研究成果の取りまとめ状況や学位論文執筆の展望について審議する。3 年次の後期のセミナーでは、学位論文の最終審査に向けて主大学、副大学における研究成果を取りまとめた最終報告を行うとともに、学位申請で提出する学位論文の完成度を審査する。

② 「特別講義（計 4 単位）」【資料 2】

在籍期間中に各大学において企業の研究者等をゲストスピーカーとして招きサステイナブル材料システム特別講義及びサステイナブル材料科学特別講義を実施する。主大学では 1 年時に実施し、副大学では 2 年時に実施する。本講義では、大学で得られた研究成果を産業界へ展開する視点や能力を修得することを目的に、産業界で求められる応用展開事例や生産技術等を学ぶことで、企業視点やアウトプット意識の育成を図るとともに、副大学において相手国の企業の研究者等とのディスカッションや講義を受けることにより国際感覚を育成する。

(4) 既存の専攻との関係

本学大学院工学研究科の既存専攻である材料系 3 専攻、材料デザイン工学専攻、物質プロセス工学専攻、化学システム工学専攻と並列して本専攻を設置する。これらと同等以上の教育研究レベルを確保することによって、学位の質保証を図る。本学大学院工学研究科では、海外大学の学生に対する短期受入れ、海外大学との共同研究や、英語で学位を取得できる Global30 プログラムをはじめとする各種国際プログラムによって教育研究の国際化が進んでおり、ここで修士号を取

得した者が本専攻の博士課程に進学を希望することは十分に期待される。

国際連携サステイナブル材料工学専攻の学生は既存専攻の学生と同一の研究室に属して研鑽を積むことから、学生間の切磋琢磨を通じて、既存専攻の学生に対しても更なるグローバル化の刺激を与えることができる。国際連携サステイナブル材料工学専攻は、名古屋大学とチュラロンコン大学の連携のもと、相互補完的な教育研究を実施するため、国際的教育研究ネットワークの更なる拡充及び新研究領域・横断的学問分野の創出等、大きな波及効果をもたらす。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

工学・材料分野の広い教育研究に対応するため、本学工学研究科既設の材料3専攻から、計65名（教授22名、准教授20名、講師3名、助教20名）が参画する。教員の年齢構成は、20代2名、30代15名、40代27名、50代22名、60代5名である。本学における教員の定年は満65歳である。なお、定年を延長する教員はいない。【資料3：令和2年規則第1号】

一方、チュラロンコン大学からは86名（教授相当10名、准教授相当31名、講師相当25名、助教相当20名）が参画する。なお、タイでの教育職階呼称は日本語訳に対応していない。

両大学における当該教員組織は、マテリアル工学分野における大学院での教育経験が豊富な教員をはじめ、特に国際性に優れた教員が配置される。そのため、マテリアル工学分野において日本・タイのみならず広くASEANや欧米等で同分野の優れた知識・技術を有し国際的リーダーになりうる研究心旺盛な高度専門的技術者、研究者の養成を推進していくことができる。

博士論文の作成にあたっては、より幅広い専門知識を修得させるため、両大学の指導教員以外の教員にも助言・協力を求めることを可能とする環境を整える。また、学位審査については、両大学で合同学位審査委員会を設け、審査員となる教員の専門性に関して同等性を確保するものとする。

なお、本学からは、2名の専任教員を除き、既設専攻の教員が兼務する形であるが、収容定員を母体となる本学大学院工学研究科の内数として設置するため、教員に過度の負担を強いることなく教育研究を推進できる。

(2) 教員配置計画

両大学は、収容定員及び開設科目数に応じて、各国の法令に定める教員数を踏まえ、協議の上、適切に配置する。

本専攻に所属する両大学の教員は互いに連携し、両大学の学生の学修計画や学修の進捗が本専攻のカリキュラムや規則に対応したものとなるように、計画の作成や進捗の確認を始めとし、本専攻の学修全般について随時助言や援助を与える。

研究指導を担当する教員は、本専攻を担当する両大学の教員から選任する。また指導教員のうちから主指導教員を1名選任することとし、その学生が入学手続きを行った大学の指導教員が主指導教員となる。その際、主指導教員に加え、主大学・副大学から副指導教員各1名が学生毎に選任され、3名の指導教員が連携し、研究計画の作成から学位論文に至るまでの任務を負う。

指導教員は、日常の指導のほか、研究計画の作成補助や援助、進捗状況の把握、個々の学生の状況に応じて総合的な指導及び調整にも関わり、TV会議やE-mail、直接面会する機会などを活用

して両大学の教員が連携することで教育研究活動がより適切に推進されるようにする。研究指導を行う本学及びチュラロンコン大学の教員は、マテリアル工学関連分野を専門とし、豊富な教育と研究及び経験と実績を有する教員を配置する。

本 JDP においては、単一の大学で行う研究指導、論文指導、学位審査よりも、より多くの専門教員が携わることになる。そのため、質の高い研究及び指導内容が期待され、評価の妥当性も向上することとなり、質の高い教育研究活動が確保できる。

(3) 連携外国大学との調整を行う専任教員

工学の特に材料分野及び両国の事情に通じた国際連携サステイナブル材料工学専攻専任教員を新たに配置し、連携外国大学であるチュラロンコン大学との連絡、調整を行うとともに、A.C.として学生の学習と研究活動をサポートする。職務遂行にあたっては、事務職員がサポートする体制を整えており、自らの教育研究活動の他、調整に専念できる環境を整えている。

(4) 本専攻の長の選任方法

本専攻の専攻長は、本学の専任教員をもって充てるものとする。本学の規定に従い、専攻長の任期は1年とし、再任することができる。

6. 教育方法、履修モデル、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本専攻での授業では原則英語を使用する。タイにおいては、多くの初等学校で授業を英語で行っており、年少期から英語に慣れ親しんでいる学生が多い。また、タイではもともと国際通用性の高い英語を共通語として教育研究の場で使用することが多い。一方、本学の授業では、英語圏を含む多くの留学生が在籍していることや、Global 30 など国際教育プログラムもあり、既に英語による授業や指導も行っているため、教員や学生の負担はそれほどない。したがって、両大学の教員及び学生にとって、意思疎通を図る手段として英語が適している。

本学が開設する授業科目については、本学の指導教員が責任をもって実施し、その指導内容や履修状況についてチュラロンコン大学の指導教員と共有する。また、チュラロンコン大学が開設する授業科目については、チュラロンコン大学の指導教員が責任をもって実施する。本学の指導教員は、TV 会議や E-mail、直接面会する機会などを活用して、チュラロンコン大学の指導教員及び学生と連絡を取り、指導内容や履修状況を確認・共有する。

(2) 履修指導

本専攻は3年間の教育課程であり、学生が明確な目標をもって計画的に履修し、研究を進められるよう指導する。履修計画の指導については、学生の目標や研究内容などにより、入学手続きを行った大学の主指導教員を中心に副大学の指導教員にも助言や協力を求めながら、TV 会議や E-mail、直接面会する機会などを活用し、相互に履修の指導ができるような体制を整える。また履修を進めていく中、授業科目が開設される大学側の教員が指導方法や成績評価等に責任を持つため、学生の履修状況や進捗など、把握した事柄を連携大学の教員に前述の方法で伝達・共有し、より良い履修指導となるよう反映させていく。

また、学生と指導教員で、在学期間中の研究テーマや目標、研究計画などを期した覚書“Learning Agreement”を作成する。原則3年間という時間的な制約の中で、双方の大学の研究室を行き来しながら研究し、学位論文を完成させるため、入学段階で柔軟性のある計画を立案し、学生及び指導教員等がこれを共有する。

在学期間中の各学生の学修状況は、研究指導の経過とともに、年次ごとに主大学の主指導教員もしくは副大学の副指導教員が「研究指導報告書」を作成し、合同運営委員会へ報告する。修了には3年の在学期間を要することから3年間分の「研究指導報告書」の提出が必要である。「研究指導報告書」の内容把握は、適切な指導を行うために利用される。

(3) 履修モデル【資料4、5】

学生は主大学で32単位、副大学において20単位、合計52単位を修得する。その上で、必要な研究指導を受けた上、博士論文審査に合格することが修了要件となる。

本学で入学手続きを行った学生は4月から授業を開始し、チュラロンコン大学で入学手続きを行った学生は8月から授業を開始する。

① 覚書立案

主大学から主指導教員、主大学及び副大学から副指導教員を選任し、学生と指導教員がA.C.と連絡を取りながら、在学期間中の研究テーマや目標、研究計画などを記した覚書“Learning Agreement”を作成する。原則3年間という時間的な制約の中で、2大学の研究室を行き来しながら研究し、学位論文を完成させるため、入学段階で柔軟性のある計画を立案し、学生、両大学の指導教員及びA.C.の6名が、これを共有する。

② カリキュラム年次進行【資料6】

(ア) 1年次：

主大学において、主指導教員による研究指導のもと、本専攻における国際共同研究実施のため、専門基礎知識や研究能力の修得を目指す。博士論文研究は前後期各9単位を課す。企業感覚やアウトプット思考と国際感覚等の育成を目指す特別講義は通年とし、2単位を課す。

1年次の途中及び終了時には、それまでの研究成果と修得した知識・技能及び2年次における研究計画をまとめてセミナーとして発表し、その内容を評価する「中間審査」を行う。指導教員及びA.C.がこれを審査・協議し、翌年次への進学認定を行う。ここで1年次修了の認定がされない場合は、再度1年次の研究指導を受け直すか、もしくは進路の変更を考える。

(イ) 2年次：

副大学に滞在して実施する国際共同研究の年次とする。副大学における滞在期間は原則1年間とし、学生の研究内容、研究進捗状況及び副大学での研究生活の準備状況に応じて個々の学生ごとに定める。1年次と同様、前期、後期にそれぞれ博士論文研究9単位を課す。なお、学生の研究内容に応じて、指導教員の承認並びに覚書“Learning Agreement”に定めることによって、副大学の滞在を複数回とすることも可能とする。企業感覚やアウトプット思考と国際感覚等の育成を目指す特別講義は通年とし、2単位を課す。

副大学滞在期間中は、副指導教員から研究指導を受けるが、主指導教員からも少なくとも2週間に1回程度TV会議やスカイプなどを用いて研究指導を受けることとし、継続的かつ多角的な指導を受けられるよう配慮する。

2年次の途中及び終了時には「研究成果発表セミナー」を行い、指導教員及びA.C.がその内容を審査・協議する「中間審査」を行うことで、翌年次への進学認定を行う。ここで2年次修了

の認定がされない場合は、再度2年次の研究指導を受け直すか、もしくは進路の変更を考える。

(ウ) 最終年次：

学生は主大学において、前期は引き続き博士論文研究に従事し9単位を課す。後期は博士学位論文作成期間と位置づけ、博士論文研究については3単位を課す。年度途中にそれまでの研究成果をまとめ、「予備審査会」において口頭発表を行う。ここでの議論を反映させながら学位論文の本格的な執筆を開始し、学位論文を完成させる。提出期限までに、必要書類（協定書附属書第3.5を含む）を添えて、主大学の教務事務に学位論文を提出する。その後、学位論文審査を経て、学位授与の認定が出た学生に対して名古屋大学・チュラロンコン大学共同で単一の博士学位「ジョイント・ディグリー」を授与する。

なお、指導教員による研究指導に加えて、両大学のA.C.が履修指導・研究生活をサポートし、学位論文作成に問題が生じないように配慮する。

【履修モデルの具体的な例】

例えば、名古屋大学に入学した学生が、バイオマスからバイオエタノールへの転換を促進する高度な触媒の合成に関する研究テーマを行うケースを示す。

1年次：

まず、国際共同研究実施に向け、専門基礎知識や研究能力を修得するため、名古屋大学で電子ジャーナルを含む両大学の図書館の文献情報を活用することで、専門分野における過去の知見を集約し、これまでの研究の背景を総括するとともに、研究課題の意義、目標についてとりまとめ、研究計画を作成する。同時に指導教員による指導のもと、バイオマスをバイオエタノールに変換するための高度な触媒の設計や合成（バイオマスを原料として利用することを含む）に関するラボスケールでの研究を通して、実際のプロセスに関する知識や技術を学ぶ。（博士論文研究IA・IIA）加えて、企業の研究者等が講師を務める特別講義を受講し、企業感覚やアウトプット思考と国際感覚等を育成する。（サステイナブル材料システム特別講義）

2年次：

チュラロンコン大学に赴き、チュラロンコン大学の指導教員の元で現地教員が研究しているバイオエタノールのパイロットプラントにおいて、実用レベルのプロセスに関する知識や技術を学ぶ。また、1年次に作製した触媒を適用し、ラボレベルとプラントレベルでの特性の差をフィードバックし、更に高度な触媒設計に繋げる。（博士論文研究III B・IV B）更に、タイ石油公社（PTT）などの企業との共同研究を実施するとともに、企業等の研究者が講師を務める特別講義を受講し、社会ニーズの理解を深めつつ企業感覚を深化させ、企業とのつながりも構築していく。（サステイナブル材料科学特別講義）加えて、タイでの研究生活を通して、国際的俯瞰力、異文化理解力、異文化適応力を身に着けるとともに、専門分野における外国語でのコミュニケーション、プレゼンテーションのスキルを修得する。

最終年次：

名古屋大学に戻り、1年次に名古屋大学で取得したデータと2年次にチュラロンコン大学での研究で取得したデータを総合的に解析・活用し、シミュレーションモデリング等の様々な手法を用いることで、触媒特性の高度化やバイオエタノール製造プロセスの最適化を進め、実用レベルの技術設計に取り組む。年度途中にそれまでの研究成果を指導教員と十分に相談の上でまとめ、「予備審査会」において口頭発表を行う。ここでの議論を反映させながら学位論文の本格的な執筆を開始し、学位論文を完成させる。（博士論文研究VA・VIA）

このような履修モデル等を通して、幅広い専門知識と俯瞰力を身につけ、マテリアル工学分野におけるトランスレーショナルリサーチを実現できる研究者を育成する。また、国際的共同研究で養ったスキルやネットワークを活かして国内外において先導的に活躍する研究者、教育者、高度な専門知識をもつ職業人を育成していく。

(4) 学修の成果及び学位論文に係る評価の基本方針

本専攻の各授業科目の単位認定については、授業科目を開設している大学の主指導教員が単位認定を行う。研究計画に対する達成度や関連する専門的知識と技術の修得、研究の進捗報告と討議、研究科内外での研究発表や討論の主体性等を評価する。

学位論文審査については、ディプロマ・ポリシーに照らして、以下について評価を行う。また、産業界の現状や動向を踏まえた研究計画が立案され、アカデミアの視点のみだけでなく産業的視点から検討された論文になっているかについても確認する。

- ① 倫理性
- ② 科学的論理性と創造性
- ③ マテリアル工学の専門性と広い見識
- ④ 国際研究推進力
- ⑤ 専門的分野での研究発表

また、審査体制については、達成すべき評価基準を明確にし、両大学にまたがって組織される合同学位審査委員会（詳細は「9. 管理運営」を参照。）により行い、透明性と客観性を確実にすることによって、厳格な評価を行う。

(5) 修了要件

本専攻に原則として3年以上在籍し、以下に示す履修方法に従って52単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することを要件とする。なお、本JDPにおいては、45時間の学修をもって1単位とする。また、博士論文は査読制度のある Science Citation Index (SCI)に登録された国際学術誌に投稿し、2報受理された後、原則として印刷公表されたものでなければならない。

【履修方法】

選択必修科目である以下の科目について、主大学開講科目から32単位、副大学開講科目から20単位（合計52単位）

(名古屋大学開講科目)

「博士論文研究 I A～VIA」

「サステイナブル材料システム特別講義」

(チュラロンコン大学開講科目)

「博士論文研究 I B～VIB」

「サステイナブル材料科学特別講義」

修了にあたっては、日本の法令及び本学で規定された修了要件を満たすほか、タイの法令及びチュラロンコン大学で規定された修了要件を満たさなければならない。

<名古屋大学大学院工学研究科の修了要件>

博士後期課程に原則として3年以上在籍し、博士論文研究を含む8単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格する。

<チュラロンコン大学大学院の修了要件>

今回の JD プログラムにおけるチュラロンコン大学大学院の修了要件は、チュラロンコン大学の博士課程プログラムに準ずるものであり、その内容は以下の通りである。

博士論文研究にて 48 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け、資格審査に合格し、学位論文を提出した上で、審査及び博士号取得試験に合格しなければならない。なお、学位論文の内容は査読制度のある国際学術誌に 2 報投稿し、受理された後、原則として印刷公表されたものでなければならない。また、英語講義・英語試験にて所定水準を満たさなければならない。

<タイ国の修了要件>

タイ国における博士後期課程の修了要件については、タイ国教育省告示「大学院カリキュラム基準規定第 13 項」において、以下のとおり規定されている。

○プログラムに規定された全ての科目を履修し、学位論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。なお、修了に必要な単位数については修士の学位を修得しているものについては、修了に必要な単位数として 48 単位とする。

本専攻の修了要件は、必要単位数 52 単位としており、チュラロンコン大学及びタイ国の修了要件を満たしている。

本プログラムでは、上記に加え、両大学の合意に基づいて設定するレベルの英語能力 (TOEFL (>525)、IELTS (>5.5)、CU-TEP (>67)、TOEIC (>600) のいずれか) を修了までに修得していることを必要とし、各種英語試験成績の提出によって評価する。

(6) 研究指導方法

指導教員は、日常の指導のほか、研究計画の作成補助や援助、進捗状況の把握や、個々の学生の状況に応じた指導及び調整にも関わり、TV 会議や E-mail、直接面会する機会などを活用して少なくとも 2 週間に一度は連絡を取りながら、国際共同教育研究の進捗状況を確認して発展させるとともに、後述する「研究指導報告書」の取りまとめや単位認定においても相互のコミュニケーションを図り、一貫性及び補完性に留意して学生を指導する。特に、オンラインツールを利用し、2 拠点間のライブ授業や会議といった臨場感がある手法を用いる。

専攻長及び A.C.は、本専攻進学時に個々の学生のために作成する覚書“Learning Agreement”や、研究成果や博士論文研究における到達状況、研究指導過程での所見などについて毎年度末に指導教員が取りまとめる「研究指導報告書」、1 年次途中や 1 年次末に学生が行うセミナーの結果を審査する「中間審査」及びさまざまな機会で当該学生の研究状況を適宜把握する。また、2 年次における副大学での研究にスムーズな研究指導の継続が行われるよう配慮し、必要に応じて指導教員に助言を与える。

2 年次途中や 2 年次末のセミナーにおける研究成果発表や最終年次の「予備審査会」については担当の複数の教員に出席を求めて議論し、多角的な指導ができるように工夫する。本発表や審査会については、原則その時点で学生が滞在している大学で実施することとするが、滞在していない側の指導教員について現地への参集が合理的でない、もしくは困難な場合は、スカイプや TV 会議システム等により参加する。

また、全期間を通して、A.C.は大学間の調整や受入支援、就学上の悩み等の学生生活支援を E-mail や TV 会議システム等を活用しながら実施する。更に、留学前や留学中の学生に対し、以下のような支援やメンタリングを実施する。

- ・留学に必要な準備や注意事項等を説明するガイダンスをオンラインおよび現地で実施する。

- ・日常生活に必要な基礎的な言語能力や文化についての情報を提供するとともに、必要に応じてメンタルヘルスや言語等のコミュニケーションスキルに関する支援等を行う。
- ・大学での研究活動・生活において、文化適応や言語の壁、ホームシック等の問題に対して、両大学の A.C.が協力して E-mail やオンラインコール、TV 会議システム等も利用し、必要な支援を行う。

(7) 研究指導の例

研究指導の例を【資料 7】に示す。例えば次世代二次電池の研究開発で電極用炭素材料を研究する学生の場合、主指導教員は、1 年次に炭素材料の合成について液中プラズマ法や化学合成法などの方法を学生とともにその求められる特性から最適な合成方法について議論し、議論で得られた方法を用いて炭素材料を合成する。合成した炭素材料は電子顕微鏡やシンクロトン光などの高度分析設備によってその物理的な特性を明らかにする。2 年次には副大学の副指導教員は、合成した電極用炭素材料を用いた電池特性の実験的評価を指導し、電池性能とその性能に影響を及ぼす炭素材料の特性の調査を指示する。3 年次に主指導教員は得られたデータの詳細な解析とデータベース化、補助実験を指示し、最適な二次電池用炭素電極材料とその特性の提案を指示する。得られた知見をもとに論文作成を指示し、国際的科学雑誌への投稿を指示する。

(8) 研究倫理審査体制

文部科学省より「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正がなされたこともあり、本学では、研究者自身や科学コミュニティの自立を基本としながらも、研究機関が組織を挙げて不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図ることとし、平成 29 年 3 月 30 日付けで「名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」を改正したところである。

本専攻の教育研究を実施するにあたっての安全と倫理審査は、本学及びチュラロンコン大学の規程を遵守して厳正に行うものとする。なお、協定書附属書第 6 でも合意しているように、本専攻の学生が副大学に滞在する場合は、その大学の関連規程に従うこととする。

① アイソトープ及び X 線を使用する実験

アイソトープ及び X 線を使用する実験に当たっては、放射線障害の防止に関する各種法令に基づいて制定された本学の規程【資料 8：平成 16 年規程第 81 号】に基づいて行っている。実験開始前に教育訓練と放射線業務従事者特殊健康診断、実験開始後は加えて放射線被ばく線量の測定が義務づけられている。なお、これまでに被ばく歴がある者は、被ばく線量証明書を提出するものとする。

② 有害化学物質（劇毒物等）を扱う研究

毒劇物などの有害化学物質を用いる研究を行う場合の安全性については、本学の規程【資料 9：平成 20 年規程第 1 号】に基づき、運営支援組織である「環境安全衛生推進本部」の統括管理の下で担保されている。

③ 公正な研究活動の推進及び研究倫理の向上

公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るため、本学の規程【資料 10：平成 18 年規程第 22 号】に基づき、研究倫理の向上に努めている。

7. 施設・設備の整備計画

(1) 名古屋大学

① 講義室等の整備状況

本学大学院工学研究科の施設・設備については、既存の研究科内でも十分なスペースを確保しており、教育研究を行う体制を整備し、教員・学生相互の交流も含めた総合的な研究体制と指導を充実させている。また、TV 会議システムも備えている。

工学図書室は中央図書室及び 4 つの専攻図書室からなり、大学院学生が教育研究に取り組めるよう閲覧席を 109 席設けている。その他図書室以外にも、各研究室内のミーティングスペース等の設備が整っている。

② 研究機器の整備状況

各研究室には、基本的研究機器が備わっている。具体的には、各々の研究分野に必要な研究機器（電気化学測定システム、雰囲気制御炉、直流電源、電子顕微鏡など）は整っており、支障なく基本的な教育研究が行える。具体的には各研究室に研究分野に応じた実験台、解析スペースなどを確保し、計量器、試薬瓶、反応容器などの基本的器具は完備している。また、さらなる教育研究の充実のためにシンクロトン光センターや超高压電子顕微鏡施設などの高度分析設備を利用することが可能であり、材料・エネルギー技術に関する研究に活用することができる。

③ 図書等の整備状況

本学工学図書室は、図書（193,421 冊）、学術雑誌（2,716 種）のほか、電子ジャーナル（265 種）、各種データベースを所蔵、提供しており、基盤的・先端的な教育研究に役立てている。さらに、各分野（研究室）からの推薦、大学院学生等からの購入希望も随時受け付けており、専門書の拡充に努めている。さらに、工学図書室に 7 台、工学部の各建物にあるサテライトラボに 228 台の PC が設置されており、学術情報検索だけではなく、論文作成等にも利用されている。また、無線 LAN により、持参 PC のネットワーク接続も可能である。本学工学研究科では、各分野（研究室）にも、専門領域の図書、雑誌等を所蔵している。なお、本学では、学内に所蔵していない雑誌論文を無料で取り寄せるサービスを実施しており、大学院学生等、若手研究者が盛んに利用している。

(2) チュラロンコン大学

① 講義室の整備状況

チュラロンコン大学 Faculty of Science には、学科と学際的プログラムで使用する数十の大講堂と数百の中小規模の講義室に加えて、学生のためにアカデミッククラスや学生ディスカッション用のラウンジを準備している。すべての講義室施設はすべて定期的にメンテナンスされている。Faculty of Science の図書館とコワーキングスペースは現在改装中だが、2021 年度に利用可能になる予定である。

② 研究機器の整備状況

チュラロンコン大学 Faculty of Science では、大学共通機器（透過型電子顕微鏡、走査型電子顕微鏡、X 線回折計など）と Faculty の共通機器（走査型電子顕微鏡、ユニバーサル試験機）を使用できる。また、各 Department も共通機器を有している。それぞれの共通機器は関連する教職員、研究者、及び学生がトレーニングを受けることで機器を使用できる。そ

これらの機器のメンテナンスはそれぞれの部門で管理されており、適切に維持されている。各研究室にもマテリアル工学の研究に必要な実験機器が整備されている。

8. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

入学者選抜を実施するにあたり、以下のとおりアドミッション・ポリシーを定めた。

- ・ 創造的な研究活動によって真理を探究する知的好奇心に満ち、工学・材料科学分野に関連する基本的な知識と理解力を備える一方で、多様な文化・環境への高い関心と適応力を持ち合わせた人材を求める。環境・文化の異なる2つの大学で共同学位の取得を強く希望し、将来は材料開発、環境・エネルギー分野での専門性を活かし、グローバル社会を牽引し、世界を場に活躍するリーダー的人材になるなどのビジョンを持つ者が望ましい。

(2) 入学選抜の概要

前述の学生像に合致し、かつそれを求める学生を確保するため、両大学による厳格な選抜方法により、受け入れることとする。合格判定については、両大学所属の教員で構成される合同入学審査委員会を組織し、合議により判定する。

① 入学資格

本専攻の入学資格は、本学の入学資格を満たすとともにチュラロンコン大学の入学資格を満たす必要があり、次のように定める。

<名古屋大学大学院工学研究科博士後期課程の入学資格>

- 1) 修士の学位又は専門職学位を授与された者
- 2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 6) 外国の学校、上記資格4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者及び合格する見込みの者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達する者

<チュラロンコン大学大学院の入学資格>

入学しようとするプログラム領域分野の修士あるいはそれに相当する修士を授与され、チュラロンコン大学の定める英語能力について下記のいずれかを満たす者

- TOEFL (>450),
- IELTS (>4.0)
- CU-TEP (>45).
- TOEIC (>500)

② 選抜方法・選抜時期

各大学年2回、4月と10月、8月と1月の入学時期に先立ち、両大学の関係教員で構成する合同入学審査委員会を設置し、アドミッション・ポリシーを基に、各専門領域の研究遂行にふさわしい基礎的知識、理解力及び語学力について、出願書類による審査と口頭試問を行い、両国間での履修に問題が生じないかを両大学合同で評価し、審査する。具体的には、ある候補者について主大学となる側の大学で審査を行ったあと、合同入学審査委員会及び本学工学研究科教授会の議を経て入学を決定する。

③ 転専攻の取扱い

本学の大学院工学研究科材料デザイン工学専攻、物質プロセス工学専攻、化学システム工学専攻並びにチュラロンコン大学の Faculty of Science の博士課程に1年以上所属する学生で、2年次から本専攻に参加を希望する学生がいる場合は、所属専攻における成績及び研究計画の提出を求めた上で審査を行い、本専攻学生と同等以上の能力が確認された場合は編入を認める。

(3) 入試運営体制

入試運営は、両大学の責任のもと実施し、選考時には合同入学審査委員会が合否判定を行う。また、各々の大学において、合格者に対し入学許可認定及び手続きを行う。

(4) 周知方法等

入学希望者への情報提供は、両大学の学部生及び修士学生にパンフレットなどを配布して積極的に行うとともに、学外の学生にも受験要領の配布やウェブサイトでの情報公開などにより積極的に周知する。既にチュラロンコン大学と本学工学研究科の間で学生交換が行われており、チュラロンコン大学の学生にはこの滞在中にも情報提供を積極的に行う。

(5) 修業年限及び学籍の取扱

標準修業年限は、本学で入学手続きを行った学生もチュラロンコン大学で入学手続きを行った学生もいずれも3年間であり、また6年を超えて在学することはできない。本学で手続きを行った学生については、学年は4月1日または10月1日に始まり翌年3月31日または9月30日に終わり、同期間においてチュラロンコン大学の学籍も有する。チュラロンコン大学で入学手続きを行った学生については、学年は8月または翌年1月に始まり翌年7月または翌年12月に終わり、同期間において本学の学籍も有する。

なお、日本では学部の卒業時期との関係上、主に4月に入学し、就職・進学などの都合上3月で修了するのが好ましい。一方、タイでは5月まで授業があり、本専攻への入学資格を満たした6月頃に入学試験を行うのが通常であるため、入学時期を4月にすることは難しく、主に8月入学となる。こうした背景を考慮して本専攻を運営する。

(6) 入学定員

入学定員は5名とする。

当該収容定員は、母体となる大学院工学研究科の収容定員の内数として設置すること及び教員・研究体制の規模から判断して、博士後期課程のきめ細やかな研究指導を十分に行える定員とした。大学ごとの入学定員については、教員の十分な研究指導體制の確保とチュラロンコン大学側のニーズを考慮し、名古屋大学2名、チュラロンコン大学3名とする。「学生の確保の見通し等を記載した書類」にあるように、本専攻の学生は確保できる見込みである。

本専攻の収容定員は15名であり、本学工学研究科全体の収容定員429名の2割以内である。

9. 管理運営

(1) 研究科長及び専攻長

本学大学院工学研究科を代表してその業務を掌握し、管理運営に関する最終的な責任及び権限を有する執行機関に相当する職として研究科長を置き、その下に本専攻の専攻長を置く。専攻長は、専攻内のカリキュラムの学生への指導、学生募集、リクルートを含めた運営全体を統括する。

(2) 合同運営委員会

本専攻に関する両大学の協議事項は両大学教員からなる合同運営委員会において決定される。合同運営委員会は本学工学研究科長、チュラロンコン大学大学院長、専攻長、指導教員、両A.C.からなる。合同運営委員会は年2回開催され、さらに必要があれば随時開催される。その役割は以下のとおりである。

- ・ 両指導教員により年次ごとに提出される「研究指導報告書」の報告を受けて各学生の学修状況を把握する。教育研究の進捗状況を共有し、必要な場合には教育カリキュラムの見直し、問題の回避と解決への助言を両指導教員に対して行う。
- ・ 自己評価として本専攻の教育研究活動が設置理念に沿ったものとなっているか、入学者の選抜、管理運営に問題がないかを検討する。

(3) 合同入学審査委員会

本専攻への入学審査に関する協議は合同入学審査委員会によって審議される。合同入学審査委員会は本学工学研究科長、チュラロンコン大学大学院長、専攻長、指導教員、両A.C.からなる。アドミッション・ポリシーを基に、入学志願者の動機、各専門領域の研究遂行にふさわしい基盤的知識、理解力及び語学力について、各大学で行われた出願書類に基づく審査と口頭試問の結果を踏まえて、2国間での履修に問題が生じないかを評価し、選考する。入学審査の結果は、既存専攻と同様、研究科教授会での審議・承認を受けるものとする。

(4) 合同学位審査委員会

本専攻の学位授与については、両大学の規定に基づき必要事項等を協議して定め、学位審査申請をした学生毎に両大学が合同学位審査委員会を組織し実施する。主大学の研究科長もしくは大学院長が、指導教員、合同運営委員会によって承認された両大学の教員及び外部審査委員から構成される合同学位審査委員会を立ち上げる。委員は全員博士学位を有するかそれと同等の実績を有する准教授以上とする。ただし、名古屋大学学位規程第8条【資料11】を満たすよう審査委員を選出する。学生は主大学にて1回のみ学位審査を受け、副大学の委員はスカイプ等を利用して

学位審査に参加し、それぞれの大学で学位審査を受ける必要はない。国際誌への掲載が決定した後論文の科学的価値、独自性、論理性を評価、さらに本専攻で養成する人物像を踏まえ人物を評価し、ディプロマ・ポリシーに基づき学位審査を行う。学位審査の結果は、既存専攻と同様、研究科教授会での審議・認定を受けるものとする。

学位審査により認定された学位論文は、両大学の定める方法により、公表を行う。

(5) 事務体制

本専攻の事務は、アドミニストレイティブ・コーディネーターとして、本学工学部・工学研究科教務課の各事務担当者、チュラロンコン大学 Faculty of Science 学務課の教務担当者が担う。両大学の事務担当者は相互に、また、A.C.等も連携し、カリキュラム、学位審査、学生生活に関する事項等についてサポートする。

連携外国大学の教職員や学生と円滑なコミュニケーションが図れるよう、語学に堪能な事務職員を配置している。

10. 自己点検・評価

(1) 全学的実施体制

名古屋大学教育研究評議会規程（平成16年度規程第5号）第9条第2項の規定に基づき、総長から指名された副総長を長として、各部局の長等から構成された将来構想分科会を定期的開催し、名古屋大学計画・評価部会で検討された議案等を審議している。

名古屋大学計画・評価部会は、名古屋大学将来構想分科会規程第8条第2項の規定に基づき、名古屋大学将来構想分科会の下に置かれ、名古屋大学将来構想分科会規程第3条第1項第1号の委員のうちの将来構想分科会長が指名する者を部会長として、中期目標・計画及び年度計画の立案並びにそれらの評価に関する事項、認証評価に関する事項、自己点検・評価に関する事項、その他計画・評価に関する重要事項について、各部局における対応等に関する検討、説明及び連絡調整を行っている。

(2) 本専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価

本専攻の自己点検評価として、両大学の指導教員は学生の研究進捗に関して年次ごとに研究指導報告書を合同運営委員会に提出し、教育研究の内容や研究進捗に問題がないか等について指導教員間で協議する。合同運営委員会では、学生の研究進捗を把握するとともに、本専攻の教育研究活動が当初の設置理念に沿ったものとなっているか、入学者選抜、管理運営状況に問題がないか等を検討する。年2回の合同運営委員会において自己評価を行い、両大学間で問題の把握と解決を図る。

11. 連携外国大学について

タイ国の国際連携教育課程の制度については、タイ国教育省告示「タイの学術機関と外国の学術機関との協力の合意に関するガイドライン」（2007年2月1日）の第6条「学習と教育」に取

扱が規定されており、タイ側の学術機関と外国の学術機関が連携カリキュラムを編成する場合、双方の学術機関が承認し、連携協定を締結することとされている。協定締結後、タイ側の学術機関は、質保証委員会、教育政策委員会（教育省高等教育庁）にそのカリキュラムを提出し、承認を得ることが規定されており、タイ国の大学と JDP を実施することについては制度上の問題はない。また、タイ国の高等教育の質保証制度は高等教育局の基準に従った高等教育の質教育評価によって評価され、チュラロンコン大学の評価結果は、5段階評価で 4.68 (2017 年) と 4.76 (2018 年) という評価であった。学位授与に関しては、タイの学生が外国の学術機関から学位を授与される場合、外国の学術機関で、少なくとも 1 学期（セメスター）、もしくは、コースの半分を学修しなければならないと規定されているが、本専攻では 1 年間日本に滞在し、履修するカリキュラムを編成していることから同様に制度上の問題はない。

1 2. 協議及び協定について

(1) 合同運営委員会における協議

合同運営委員会は TV 会議を年 2 回行い、円滑な運営を図るとともに、自己評価を行い、両大学間で問題の把握と解決を図る。この自己点検評価を本専攻の研究と運営に反映させる。

(2) 指導教員間における協議

指導教員は、随時相互に連絡を取りながら学生の研究進捗を評価し、問題点の抽出と解決に向け協議を行う。年 1 回学生の研究進捗を「研究指導報告書」としてまとめ、合同運営委員会に提出する。

(3) 協定について

本専攻の設置については、名古屋大学工学研究科長とチュラロンコン大学大学院長との間の合意による協定書締結の調整中である。

(4) 不測の事態が生じた場合の連絡体制及び手続き

不測の事態により、本専攻の運営及び学位授与が困難となった場合は、合同運営委員会で協議を行い、問題の解決を図るが、在籍中の学生が不利益を被ることのないよう当初大学の裁量により、既存専攻への転専攻の後に当初大学による学位授与を考慮する。

1 3. 学生への経済的支援に関する取組

入学料・授業料は主大学のみが徴収し、副大学の入学料・授業料は徴収しない。また、名古屋大学の学生に対しては、経済的支援として、タイでの滞在費や渡航費等の援助を行う。なお、名古屋大学が受け入れるチュラロンコン大学の学生に対しては、優先的に宿舍を配備するものとする。

1 4. 情報の公表

名古屋大学は、学術活動の基本理念として「学術憲章」を定め、この中の「大学運営の基本方

針」により、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たし、教育の質の向上を図る観点から、多方面にわたる情報を本学ウェブサイトに公表している。本専攻に関わる情報も同様に公表される。

- ・ 本学ウェブサイト <http://www.nagoya-u.ac.jp/>
- ・ 学術憲章 <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/declaration/charter/>
(トップ>大学の概要/学部・研究科>学術憲章/宣言など>学術憲章)

本学工学研究科の教育理念・研究組織・授業科目等についても、ウェブサイトに公開している。

- ・ 本学工学研究科ウェブサイト <https://www.engg.nagoya-u.ac.jp/>

① 大学の教育研究上の目的に関すること

大学、大学院、学部、研究科の目的をそれぞれ、大学通則、大学院通則、各学部規程、各研究科規程でそれぞれ定め、規則集を本学ウェブサイトに公表している。

- ・ 東海国立大学機構規則集 <https://education.joureikun.jp/thers.ac/>
(トップ>大学の概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開/公表事項など>名古屋大学規則集)

② 教育研究上の基本組織に関すること

学部・研究科/研究施設等について、各組織の情報を本学ウェブサイトに公表している。

- ・ 研究施設など <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/org/sch-list/>
(トップ>大学の概要/学部・研究科>組織/学部・研究科など>学部・研究科/研究施設など)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員の教育研究活動の成果として、教員プロフィールを公開し、各教員の学歴、職歴、学位、専門分野、研究業績、学会活動、受賞、担当科目等を本学ウェブサイトに公表している。

また、教育研究成果情報、教員数の情報も本学ウェブサイトに公表している。

- ・ 名古屋大学教員情報検索 <http://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/view/>
- ・ 研究教育成果情報
<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/public-relations/researchinfo/>
(トップ>大学の概要/学部・研究科>大学広報>研究教育成果情報)
- ・ 数字で見る名古屋大学
<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/history-data/figure/>
(トップ>大学の概要/学部・研究科>歴史/各種データ>数字で見る名古屋大学)

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

学部入学者選抜方法の概要、大学院入試、就職関連情報、入学者数、卒業者数、学者数、就職者数等について、各情報を本学ウェブサイトに公表している。

- ・ 入学案内 <http://www.nagoya-u.ac.jp/admission/>
(トップ>入学案内)
- ・ 数字で見る名古屋大学

<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/history-data/figure/>

(トップ>大学の概要/学部・研究科>歴史/各種データ>数字で見る名古屋大学)

- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
シラバスを各学部・研究科ウェブサイトに公表している。
- ・ 研究施設など <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/org/sch-list/>
(トップ>大学の概要/学部・研究科>組織/学部・研究科など>学部・研究科/研究施設など)
 - ・ 全学教育科目シラバス
https://syllabus.adm.nagoya-u.ac.jp/data/2021/00_2021.html
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
シラバスを各学部・研究科ウェブサイトで、科目ごとの必要単位数、学位等に関し規則集を本学ウェブサイトに公表している。
- ・ 研究施設など <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/org/sch-list/>
(トップ>大学の概要/学部・研究科>組織/学部・研究科など>学部・研究科/研究施設など)
 - ・ 全学教育科目シラバス
https://syllabus.adm.nagoya-u.ac.jp/data/2021/00_2021.html
 - ・ 名古屋大学全学教育科目規程
https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110000302.htm
 - ・ 名古屋大学学位規程
https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110000284.htm
- ⑦ 校地・校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること
アクセス、各キャンパスのマップ、サークル活動、学生宿舎、福利厚生施設等について、情報を本学ウェブサイトに公表している。
- ・ 交通アクセス <http://www.nagoya-u.ac.jp/access/>
(トップ>交通アクセス)
 - ・ キャンパスマップ <http://www.nagoya-u.ac.jp/access-map/>
(トップ>キャンパスマップ)
 - ・ 名古屋大学施設管理部 <http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/>
 - ・ キャンパスライフ <http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/>
(トップ>教育/キャンパスライフ)
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
授業料、入学料、寄宿舎料等の額及び徴収方法について、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程で定め、規則集を本学ウェブサイトに公表している。
- ・ 授業料について <http://www.nagoya-u.ac.jp/admission/interest/tuition/>
(トップ>入学案内>受験生が知りたい学生生活>授業料について)
 - ・ 東海国立大学機構規則集 https://education.joureikun.jp/thers_ac/

(トップ>大学の概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開/公表事項など>名古屋大学規則集)

- ・ 東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程

https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110010751.htm

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

本学における学生相談、メンタルヘルス相談、就職相談の体制を充実させ、豊かな学生生活の実現のために設置されている学生支援センター及び国際教育交流センター・アドバイジング部門について、情報を本学ウェブサイト公表している。

- ・ 障害学生支援 <http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/campus-life/consult/>
(トップ>教育/キャンパスライフ>学生生活>学生相談/メンタルヘルス/就職相談/障害学生支援)
- ・ 学生支援センター <http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>
- ・ 国際教育交流センター・アドバイジング部門 <http://acs.iee.nagoya-u.ac.jp/>

⑩ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規則、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

学則等各種規程、中期目標・中期計画、年度計画、法人評価、認定評価、法令等に基づく公表事項、財務諸表等について、各情報を本学ウェブサイト公表している。

- ・ 東海国立大学機構規則集 https://education.joureikun.jp/thers_ac/
(トップ>大学の概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開/公表事項など>名古屋大学規則集)
- ・ 評価 <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/mid-obj/>
(トップ>大学概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開/公表事項など>中期目標/中期計画/年度計画/評価)
- ・ 公表事項 <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/public-subject/>
(トップ>大学概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開/公表事項など>法令に基づく公表事項)
- ・ 財務諸表など <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/financial-affairs/>
(トップ>大学概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開/公表事項など>財務諸表など)

15. 教育内容の改善を図るための組織的な研修等

本学工学研究科の各授業に対する学生による授業評価を通して、授業内容や実施方法を点検することにより教育改善の支えとすることを目的として、授業アンケートもしくは学生からの意見聴取を行っている。この結果は、教務委員会及びその下に置く大学院教育部会において検証を行い、授業担当教員及び専攻にフィードバックを行うことで、教員の教育内容の改善に役立てている。

また、毎月開催される教務委員会及び大学院教育部会において、大学院教育の内容の改善に向けた取組に関する議論を絶えず行っている。

設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

資料 1	学位記の様式	2
資料 2	特別講義の進め方（例）について	3
資料 3	東海国立大学機構職員就業規則	4
資料 4	入学から修了・学位取得までの流れ	18
資料 5	学事暦	19
資料 6	カリキュラム年次進行	20
資料 7	研究指導のモデルケース	21
資料 8	名古屋大学放射線安全管理規程	24
資料 9	名古屋大学化学物質等安全管理規程	29
資料 10	名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程	38
資料 11	名古屋大学学位規程	47



名古屋大学
NAGOYA UNIVERSITY



名古屋大学およびチュラロンコン大学は
NAGOYA UNIVERSITY and CHULALONGKORN UNIVERSITY

มหาวิทยาลัยนาโงย่า และ จฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย
博士 (工学) の学位を以下の者に授与する
By approval of the authorize committees have conferred
the Doctor of Philosophy degree

upon
โดยอนมติสภามหาวิทยาลัย โน้ปรีภณวคณภักนัถตตจนันนไ้แก
名大 太郎

MEIDAI Taro

นางสาวทโร เมไค (first name last name)

1985 年 3 月 12 日 生

Date of Birth: March 12, 1985

เกิดวันที่ 12 เดือนมีนาคม ปีพุทธศักราช 2526

名古屋大学及びチュラロンコン大学の間で締結された協定に基づく
名古屋大学・チュラロンコン大学国際連携サステナブル材料工学専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので
単一の共同学位として博士 (工学) の学位を授与する

In recognition of the completion of the requirements for
the International Collaborative Program in Sustainable Materials and Technology for
Industries between Nagoya University and Chulalongkorn University

with all the rights and privileges thereto pertaining given

on this 25th of March in the year two thousand and twenty-five

ผู้ซึ่งบรรลุตามข้อกำหนดทั้งหมดของหลักสูตรร่วมปริญญาข้ามสถาบันสาขาวิชาวัสดุและเทคโนโลยี
ยั่งยืนเพื่ออุตสาหกรรม

ระหว่างมหาวิทยาลัยนาโงย่า และ จฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย ในวันที่ 25 มีนาคม ปีพุทธศักราช 2568

2025 年 3 月 25 日

25 March 2025

25 มีนาคม พ.ศ. 2568

名古屋大学総長
President
NAGOYA UNIVERSITY
อธิการบดีมหาวิทยาลัยนาโงย่า

チュラロンコン大学学長
President
CHULALONGKORN UNIVERSITY
อธิการบดีจฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

チュラロンコン大学評議会議長
Chairman of University Council
CHULALONGKORN UNIVERSITY
ประธานสภาจฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

登録官
Registrar
CHULALONGKORN UNIVERSITY
นายทะเบียนจฬาลงกรณ์มหาวิทยาลัย

学位記番号/RefNo/ 工博第 001 号
ใบประกาศเลขที่

特別講義の勧め方(例)

Hour	講義のトピック	講義の仕方	等級制
1	オリエンテーション	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義	
2-4	業界における生産・品質管理:基本	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義 Case study課題/グループディスカッション	レポートとプレゼンテーション
5-7	持続可能な開発目標 (SDG) の実現	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義 Case study課題/グループディスカッション	レポートとプレゼンテーション
9-11	ケーススタディ付きBCG経済を踏まえた様々な産業における持続可能な開発原則と技術	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義 Case study課題/グループディスカッション	レポートとプレゼンテーション
12-14	自動車産業	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義 Case study課題/グループディスカッション	レポートとプレゼンテーション
15-17	フィールドトリップ(自動車産業)		レポート
18-20	化学工業	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義 Case study課題/グループディスカッション	レポートとプレゼンテーション
21-23	電気機器製造業	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義 Case study課題/グループディスカッション	レポートとプレゼンテーション
24-26	金属鉄鋼鋳業	対面での講義/遠隔(Zoom)での講義 Case study課題/グループディスカッション	レポートとプレゼンテーション
27-29	フィールドトリップ(金属鉄鋼鋳業)		レポート
30	最終評価		持続可能な社会の実現と行動に関するプレゼンテーション

○東海国立大学機構職員就業規則

(令和2年4月1日機構規則第1号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
 - 第2章 人事
 - 第1節 採用(第6条—第8条)
 - 第2節 昇任及び降任(第9条・第10条)
 - 第3節 異動(第11条—第14条)
 - 第4節 休職(第15条)
 - 第5節 退職及び解雇(第16条—第24条)
 - 第3章 給与(第25条)
 - 第4章 服務(第26条—第31条)
 - 第5章 知的所有権(第32条)
 - 第6章 勤務時間, 休日, 休暇等(第33条—第42条)
 - 第7章 研修(第43条)
 - 第8章 賞罰(第44条—第48条)
 - 第9章 安全衛生(第49条—第55条)
 - 第10章 出張(第56条・第57条)
 - 第11章 福利・厚生(第58条)
 - 第12章 災害補償(第59条—第61条)
 - 第13章 退職手当(第62条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は, 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により, 国立大学法人東海国立大学機構(以下「機構」という。)に勤務する職員の就業に関して, 必要な事項を定めるものとする。
(適用範囲)

第2条 この規則は, 次に掲げる職員に適用する。ただし, 限定職員, 契約職員, パートタイム勤務職員, 医員, 医員(研修医), 非常勤講師等, 第19条第1項の規定による再雇用職員, 再雇用短時間勤務職員, 外国人客員教員及びG30教員の就業については, 別に定める。

- 一 大学教員
- 二 附属学校教員
- 三 前2号以外の職にある者

2 前項の職員のうち、任期を付して雇用される職員の任期に関する事項は、別に定める。
(権限の委任)

第3条 機構長は、この規則に規定する権限の一部を理事又は他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第4条 この規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 機構及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 本条に定めるもののほか、職員の採用について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員採用規程(令和2年度機構規程第41号。以下「採用規程」という。)による。
(労働条件の明示)

第7条 機構長は、職員の採用に際しては、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項(任期を付して雇用される職員にあつては、当該任期の満了後における当該雇用の更新の有無を含む。)
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間並びに就業時転換に関する事項
- 四 休日に関する事項
- 五 休暇に関する事項
- 六 給与に関する事項
- 七 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(試用期間)

第8条 職員として採用された者には、採用の日から6月の試用期間を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き機構の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中に職員として、又は試用期間満了時に正規の職員とするに機構長が適当でないと認めたときは、解雇することがある。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第9条 職員の昇任は、選考による。

- 2 前項の選考は、その職員の能力、適性等に基づいて行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学教員の昇任の選考については採用規程第4条第2項、第3項及び第5項に、附属学校教員の昇任の選考については採用規程第5条第2項に定める採用の選考の取扱いに準ずる。

(降任)

第10条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 その他必要な適性を欠く場合
- 2 職員は、別に定める役員会の議を経ることなく、その意に反して降任されることはない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、職員が自ら降任を申し出た場合には、これを承認し、降任させることができる。

第3節 異動

(配置換及び兼務)

第11条 職員は、業務上の都合により配置換又は兼務を命ぜられることがある。

- 2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 3 大学教員は、別に定める役員会の議を経ることなく、その意に反して配置換されることはない。

(出向)

第12条 職員は、業務上必要と認められる場合、出向を命ぜられることがある。

- 2 職員の出向について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員出向規程(令和2年度機構規程第45号)による。

(クロス・アポイントメント)

第13条 大学教員は、業務上必要と認められる場合、機構以外の他の機関(以下この項において「他機関」という。)との協定に基づき、機構の大学教員及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら機構及び他機関の業務を行うこと(ただし、第31条に規定する兼業によるものを除く。以下「クロス・アポイントメント」という。)ができるものとする。

- 2 クロス・アポイントメントの取扱いについて必要な事項は、別に定める東海国立大学機構クロス・アポイントメント制度に関する規程(令和2年度機構規程第52号)による。

(赴任)

第14条 赴任の命令を受けた職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に赴任できないときは、新任地の上司の承認を得なければならない。

- 一 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- 二 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第4節 休職

(休職)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- 一 業務上の事由に起因する負傷又は疾病により、長期の療養を要する場合
 - 二 業務外の事由に起因する負傷又は疾病により、長期の療養を要する場合
 - 三 刑事事件に関し起訴された場合
 - 四 学校、研究所、病院その他機構が指定する施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は機構が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
 - 五 科学技術に関する共同研究及び受託研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は機構が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
 - 六 東海国立大学機構役員及び職員の兼業・兼職に関する規程(令和2年度機構規程第24号。以下「兼業・兼職規程」という。)第5条第2号に規定する研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、機構の職務に従事することができないと認められるとき。
 - 七 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
 - 八 労働組合業務に専従する場合
 - 九 職員が、機構長の承認を受けて大学(短期大学を除き、大学に設置される専攻科及び大学院を含む。)の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において、機構の職務に従事することができないと認められるとき。
 - 十 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 十一 その他特別の事由により、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 職員は、別に定める役員会の議を経ることなく、その意に反して休職を命じられることはない。
- 4 本条に定めるもののほか、職員の休職について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員休職規程(令和2年度機構規程第25号)による。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第16条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出た場合
- 二 定年に達した場合
- 三 期間を定めて雇用されている場合で、その期間を満了したとき。
- 四 前条第1項(第1号を除く。)に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅せず、復職できない場合
- 五 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第17条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の14日前(可能な限り30日前)までに、機構長に退職願を提出しなければならない。

2 職員は、退職願の提出後も、退職する日までの間は、従来職務に従事しなければならない。

(定年)

第18条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

2 前項の定年は、次のとおりとする。

- 一 大学教員及び首席リサーチ・アドミニストレーター 満65歳
- 二 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員 満63歳
- 三 前2号以外の職員 満60歳

3 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる職員の定年については、別に定めることができる。

4 本条に定めるもののほか、職員の定年について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員定年規程(令和2年度機構規程第46号。以下「定年規程」という。)による。

(再雇用)

第19条 前条の規定により退職した職員(前条第2項第1号に掲げる者を除く。)又は定年規程第2条第1項及び第2項の規定により勤務した後退職した職員が、引き続き勤務を希望し、次条第1項各号のいずれにも該当しないときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該者を再雇用職員、再雇用短時間勤務職員、契約職員又はパートタイム勤務職員として雇用することができる。この場合において、公的年金の受給開始年齢に到達した以降の者の雇用については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項に基づく労使協定において合意された基準を満たすものとする。

2 機構の職員から機構以外の国立大学法人等(以下この項において「他大学等」という。)の部課長級職員に登用された者(その他これに準ずる者で機構長が必要と認めた場合を含む。)のうち他大学等で定年退職した者が、その退職の直後(他大学等で一度再雇用された当該雇用期間満了後を含む。)に機構で引き続き勤務を希望し、かつ、他大学等の勤務において、次条第1項各号のいずれにも該当しないときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該者を再雇用職員、再雇用短時間勤務職員、契約職員又はパートタイム勤務職員として雇用することができる。

(解雇)

第20条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- 一 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ない場合
 - 二 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合
 - 三 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 四 前3号に規定する場合のほか、その職務に必要な適性を著しく欠くとき。
 - 五 事業活動の縮小により剰員を生じた場合
 - 六 外部資金の受入終了又はプロジェクト事業等の業務の完了、縮小等の事由により、業務終了せざるを得ない場合
 - 七 東海国立大学機構名古屋大学テニュアトラック制に関する規程(平成26年度規程第4号)第10条第4項に該当する場合(ただし、テニュアトラック制により雇用する大学教員の任期満了の翌日から1年を限度として、特任助教として雇用された場合においては、その任期が満了したとき。)
 - 八 天災事変その他やむを得ない事由により機構の事業継続が不可能となった場合
 - 九 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合
- 2 前項に該当した場合、職員は、別に定める役員会の議を経ることなく、その意に反して解雇されることはない。

(解雇制限)

第21条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を支払うとき、若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第19条の規定により打切補償を支払ったものとみなされるとき、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

二 産前産後の女性職員が、別に定める東海国立大学機構職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年度機構規程第30号。以下「職員勤務時間規程」という。)第25条第1項第6号及び第7号に規定する特別休暇の期間及びその後30日間
(解雇予告)

第22条 職員を解雇する場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。この場合において、予告の日数は、1日について平均賃金を支払ったときは、その日数を短縮することができる。

一 試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)

二 第46条第1項第5号に定める懲戒解雇をする場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合

三 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき。

(退職後の責務)

第23条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書及び解雇理由証明書)

第24条 機構長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

一 雇用期間

二 業務の種類

三 その事業における地位

四 給与

五 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 職員が、第22条の解雇の予告がされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、機構長は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。

4 証明書には、退職し、若しくは解雇された者又は解雇を予告された職員が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

(給与)

第25条 給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員給与規程(令和2年度機構規程第54号)、東海国立大学機構岐阜大学年俸制適用職員給与規程(令和2年度機構規程第55号)、東海国立大学機構岐阜大学年俸制移行

職員給与規程(令和2年度機構規程第56号)、東海国立大学機構名古屋大学に雇用される教授、准教授、講師、助教及び助手に係る年俸制適用教員給与規程(平成26年度規程第39号)、東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用教員給与規程(平成30年度規程第131号)又は東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用職員給与規程(平成17年度規程第114号)による。

第4章 服務

(労働義務及び誠実義務)

第26条 職員は、機構長及び上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

(労働義務免除期間)

第27条 職員は、次の各号のいずれかの期間については、労働義務を免除される。

- 一 勤務時間内レクリエーションに参加を承認された期間
- 二 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- 三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- 四 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和、休憩又は補食により勤務しないことを承認された期間
- 五 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 六 その他機構長が別に定める勤務しないことを承認された期間

(遵守事項)

第28条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならないこと。
- 二 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないこと。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならないこと。
- 五 機構の敷地及び施設内(以下「機構内」という。)で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならないこと。
- 六 機構内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行う場合は、事前に許可を得なければならないこと。

(職員の倫理)

第29条 職員は、職務の遂行に当たっては、職務の執行にかかわる疑惑及び不信を招くような行為を行ってはならない。

2 職員の倫理に関して、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める東海国立大学機構役員及び職員倫理規程(令和2年度機構規程第23号)による。

(ハラスメントに関する措置)

第30条 職員は、互いに機構の構成員の自由及び権利を尊重しあうとともに、自己の有する権限及び影響力を濫用して、機構の構成員の人格及び権利を侵害する行為を行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、ハラスメントの防止に関する措置について必要な事項は、別に定める。

(兼業及び兼職の制限)

第31条 職員は、機構長の許可を受けた場合でなければ、兼業若しくは兼職の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 前項に定めるもののほか、職員の兼業及び兼職について必要な事項は、兼業・兼職規程による。

第5章 知的所有権

(知的所有権)

第32条 知的所有権について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構発明等取扱規程(令和2年度機構規程第76号)による。

第6章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間)

第33条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 1日の勤務時間は、7時間45分とする。

(始業、終業の時刻)

第34条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

一 始業時間 午前8時30分

二 終業時間 午後5時15分

(休憩時間)

第35条 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

(週休日)

第36条 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とする。なお、労基法第35条に定める法定休日は、日曜日とする。

(休日)

第37条 職員の休日は、次に掲げる日とする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

二 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。)

2 前項に規定する日は、特に勤務を命ぜられた者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(特別の形態によって勤務する職員)

第 38 条 第 33 条から前条までの規定にかかわらず、機構の運営上の事情により交替制勤務、裁量労働制、フレックスタイム制等の特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等については、職員勤務時間規程による。

(勤務時間等に関する必要な事項)

第 39 条 第 33 条から前条までに定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、職員勤務時間規程による。

(育児休業等)

第 40 条 職員のうち、3 歳に満たない子の養育を必要とするものは、機構長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち、満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子の養育を必要とするものは、機構長に申し出て育児部分休業又は育児短時間勤務の適用を受けることができる。

3 本条に定めるもののほか、育児休業等について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員の育児休業等に関する規程(令和 2 年度機構規程第 36 号)による。

(介護休業等)

第 41 条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、機構長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 本条に定めるもののほか、介護休業等について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員の介護休業等に関する規程(令和 2 年度機構規程第 37 号)による。

(配偶者同行休業)

第 42 条 外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその職員の配偶者と当該住所又は居所において生活を共にすることを要するものは、機構長に申し出て配偶者同行休業の適用を受けることができる。

2 本条に定めるもののほか、配偶者同行休業について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員の配偶者同行休業に関する規程(令和 2 年度機構規程第 40 号)による。

第 7 章 研修

(研修)

第 43 条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために、絶えず研修に努めるとともに、研修に参加することを命ぜられた場合には、当該研修を受けなければならない。

2 機構長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 本条に定めるもののほか、職員の研修について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員研修規程(令和 2 年度機構規程第 34 号)による。

第8章 賞罰

(表彰)

第44条 機構長は、職員が機構の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、これを表彰する。

(懲戒)

第45条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- 一 職務上の義務に違反した場合
- 二 故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合
- 三 正当な理由なく欠勤をした場合
- 四 正当な理由なく繰り返し遅刻、早退する等勤務を怠った場合
- 五 重大な刑法上の犯罪に該当する行為があつた場合
- 六 重大な経歴詐称をした場合
- 七 この規則その他機構の定める諸規程に違反した場合
- 八 前各号に準ずる行為があつた場合

2 職員は、役員会の議を経ることなく、懲戒処分を受けることはない。

(懲戒の種類・内容)

第46条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 譴責 始末書を提出させ、将来を戒めること。
- 二 減給 始末書を提出させ、給与を減額すること。
- 三 出勤停止 始末書を提出させるほか、6月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しないこと。
- 四 諭旨退職 退職を勧告すること。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇すること。

2 前項第2号の場合において、減額は、1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1ヶ月の額は、当該月の給与総額の10分の1の範囲とする。

3 第1項第4号の場合において、勧告に応じないときは、第1項第5号の懲戒解雇とする。

4 前条及び本条に定めるもののほか、職員の懲戒について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員懲戒規程(令和2年度機構規程第26号)による。

(訓告等)

第47条 第45条による懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、別に定めるところにより、訓告又は嚴重注意を文書又は口頭により行うことがある。

(損害賠償)

第 48 条 職員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合は、第 46 条又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第 9 章 安全衛生

(協力義務)

第 49 条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他関係法令の定めるもののほか、機構長の指示を守るとともに、機構が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生管理)

第 50 条 機構長は、職員の安全の確保及び健康の保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生教育)

第 51 条 職員は、機構が行う安全衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

第 52 条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 安全及び衛生について機構長の命令、指示等を守り、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止及び衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第 53 条 職員は、毎年定期に又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2 機構長は、前項の健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員の実状を考慮して、就業場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮等の必要な措置を講じなければならない。

(就業禁止)

第 54 条 機構長は、職員が伝染性の疾病又は心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪するおそれがあると認めるときは、産業医その他専門の医師の意見を聞いて、就業の禁止等必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生に関する事項)

第 55 条 第 49 条から前条までに定めるもののほか、職員の安全衛生について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構環境安全衛生管理規程(令和 2 年度機構規程第 90 号)による。

第 10 章 出張

(出張)

第 56 条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、機構長に復命しなければならない。

(旅費)

第 57 条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構旅費規程(令和 2 年度機構規程第 63 号)による。

第 11 章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第 58 条 職員の宿舍の利用について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構宿舍規程(令和 2 年度機構規程第 64 号)による。

第 12 章 災害補償

(業務上の災害補償)

第 59 条 職員の業務上の災害については、労基法、労災保険法等の定めるところにより、同法の各補償を受けるものとする。

(通勤途上災害)

第 60 条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法等の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

(災害補償に関する事項)

第 61 条 前 2 条に定めるもののほか、職員の労働災害等の補償について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員災害補償規程(令和 2 年度機構規程第 60 号)による。

第 13 章 退職手当

(退職手当)

第 62 条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に支給する。ただし、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

一 勤続 6 月未満で退職した場合(傷病、死亡等による退職を除く。)

二 第 46 条第 1 項第 5 号の規定により懲戒解雇された場合

2 本条に規定するもののほか、職員の退職手当について必要な事項は、別に定める東海国立大学機構職員退職手当規程(平成 16 年度規程第 70 号)による。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 機構の成立の際現に国立大学法人岐阜大学又は国立大学法人名古屋大学の職員である者は、別に発令されない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

3 この規則の施行前において、国立大学法人岐阜大学職員就業規則(平成 16 年度規則第 62 号。以下「旧岐大規則」という。)又は名古屋大学職員就業規則(平成 16 年度規則第 1 号。以下「旧名大規則」という。)に基づき採用され、引き続き機構の職員となつ

た者に係る第8条に規定する試用期間については、当該試用期間の残りの期間を機構における試用期間とする。

- 4 この規則の施行前において、旧岐大規則又は旧名大規則に基づき定年退職した者についての第19条第1項の規定の適用については、同項中「前条の規定により退職した職員(前条第2項第1号に掲げる者を除く。)」とあるのは「旧岐大規則又は旧名大規則により定年退職した職員(岐阜大学教育職員(附属学校教員を除く。), 名古屋大学大学教員及び名古屋大学首席リサーチ・アドミニストレーターを除く。)」とする。
- 5 この規則の施行前において、旧岐大規則又は旧名大規則の適用を受けていた者で、他大学の部課長級職員に登用された者についての第19条第2項の規定の適用については、同項中「機構の職員」とあるのは「岐阜大学又は名古屋大学の職員」と、「機構以外の」とあるのは「岐阜大学又は名古屋大学以外の」とする。

入試: 合同入学審査委員会による審査

- 英語能力(IELTS ,TOEFL等)
- 修士論文等による学力審査(口頭・TV会議を含む)
- 入学資格審査(口頭・TV会議を含む)

セミナー(4回、兼中間審査)

:1年次前・後期、2年次前・後期

- 研究内容・研究計画の審査
- 学力審査

特別講義(2回):1年次通年、2年次通年

- 企業感覚やアウトプット思考の育成

セミナー(兼予備審査):

- 研究内容と論文構成の審査
- 研究成果発表状況の審査
- 学力審査

セミナー(兼審査)

学位審査:合同学位審査委員会による審査

- 博士論文審査(口頭)
- 学力審査(口頭)
- 学術論文発表(または受理)

入学定員: 5名

(名古屋大学2名, チュラロンコン大学3名)

授業科目等

- ① 選択必修科目: 博士論文研究 48単位
特別講義 4単位
- ② セミナー(6回): 中間審査(4回), 予備審査
学位審査

1. 修了要件

- 52単位 取得
- Science Citation Index (SCI)の論文2報以上
- 英語検定で一定以上の点獲得
(CU-TEP*, TOEFL, TOEIC, IELTS)

2. 学位名称

- 和名:博士(工学)
- 英名:“Ph.D.”

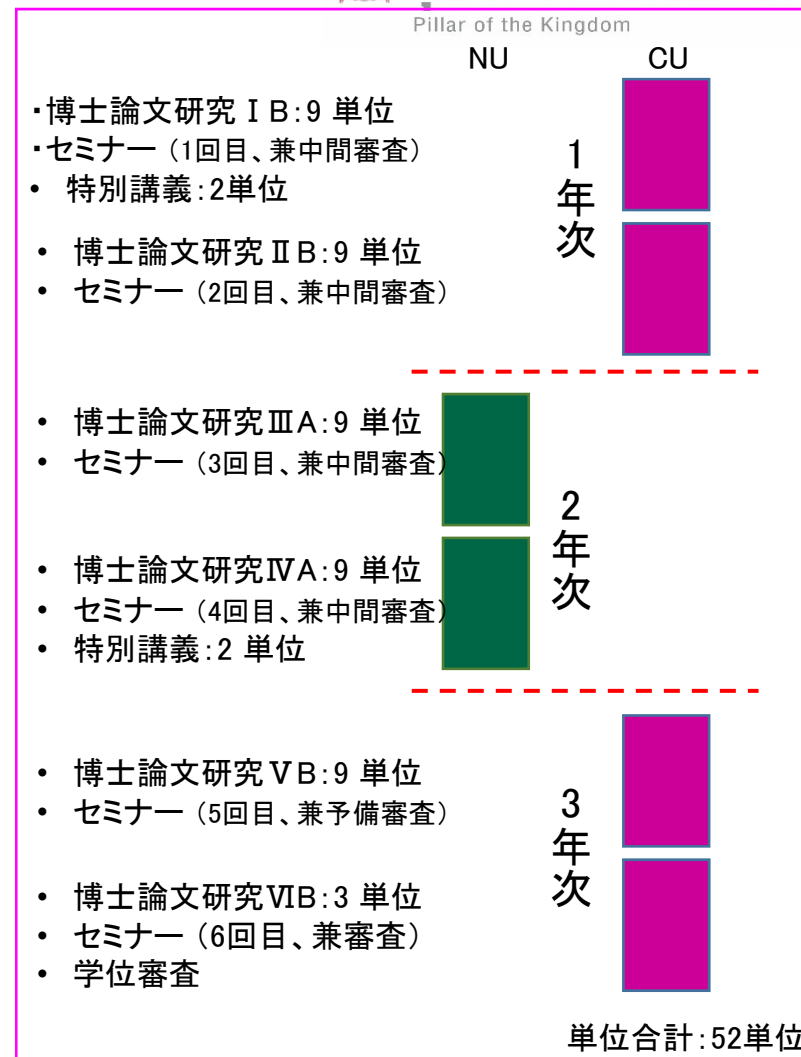
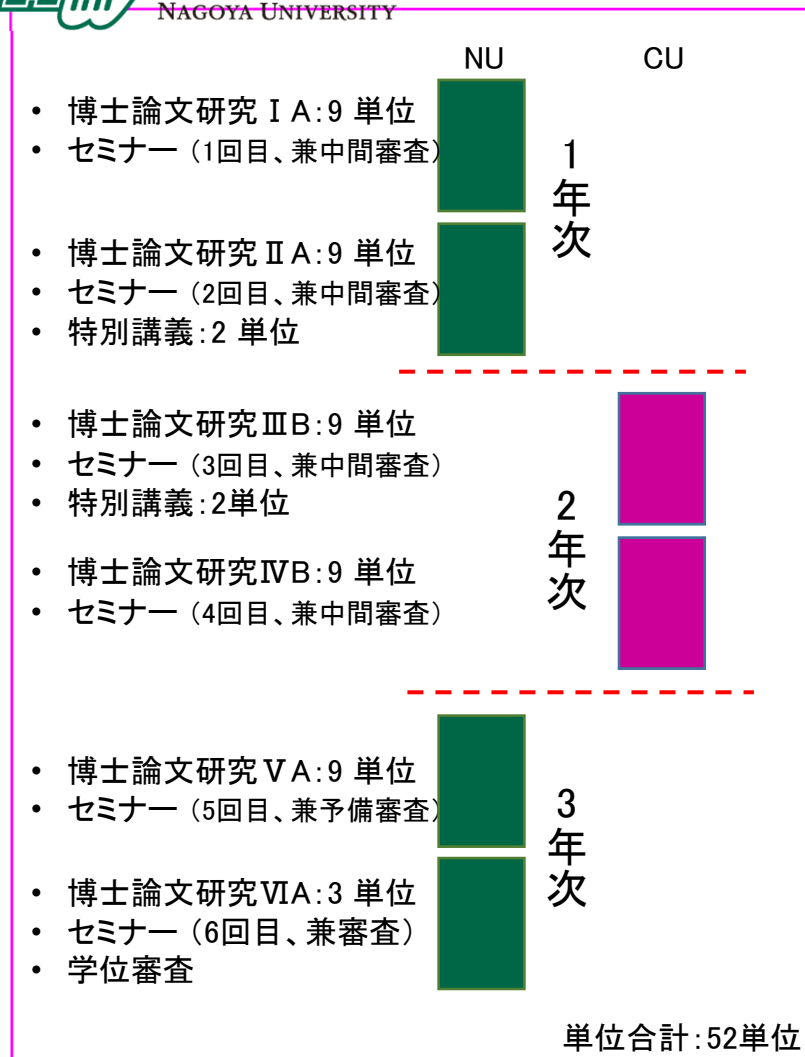
*チュラロンコン大学独自の英語試験
(チュラロンコン大学の修了要件)

名古屋大学				チュラロンコン大学				
2022	Jan	↕	入学試験	2022	Jan	↕	入学試験	
	Feb				Feb			
	Mar	入学	Mar					
	Apr		Apr					
	May		May					
	Jun		Jun					
	Jul		Jul					
	Aug		Aug					
	Sep		Sep					
	Oct		Oct					
	Nov		Nov					
	Dec		Dec					
2023	Jan		特別講義	セミナー・中間審査	2023	Jan	セミナー・中間審査	特別講義
	Feb					Feb		
	Mar	Mar						
	Apr	Apr						
	May	May						
	Jun	Jun						
	Jul	Jul						
	Aug	Aug						
	Sep	Sep						
	Oct	Oct						
	Nov	Nov						
	Dec	Dec						
2024	Jan	特別講義	セミナー・中間審査	2024	Jan	セミナー・中間審査	特別講義	
	Feb				Feb			
	Mar				Mar			
	Apr				Apr			
	May				May			
	Jun				Jun			
	Jul				Jul			
	Aug				Aug			
	Sep				Sep			
	Oct				Oct			
	Nov				Nov			
	Dec				Dec			
2025	Jan	↕	セミナー・審査・博士論文提出	2025	Jan	↕	セミナー・中間審査	
	Feb				Feb			
	Mar				Mar			
	Apr				Apr			
	May				May			
	Jun				Jun			
	Jul				Jul			

名古屋大学入学の学生

カリキュラムの年次進行

チュラロンコン大学入学の学生



第1期生入学: 名古屋大学
 チュラロンコン大学
 入学時期: 名古屋大学 4月、10月

2022年(令和4年)4月
 2022年(令和4年)8月
 チュラロンコン大学 1月、8月

国際連携サステナブル材料工学専攻 モデルケース①

持続可能社会に必要なグリーンテクノロジー創出人材

入学者



マテリアル工学系/化学工学系等のバックグラウンドを持つ修士号取得者。

持続的発展に貢献する環境性の高いグリーンテクノロジーの確立をめざす学生。

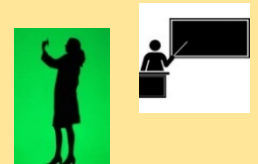
内容:

材料研究の分野では、新規材料や高度な製造プロセス技術の開発が求められる一方で、持続可能な社会の実現に向けて環境性の高い原料の利用が必要とされている。名古屋大学 (NU) は学術的な側面から新規材料や高度なプロセスの開発を行っている。対して、チュロンコン大学 (CU) では、基礎技術や再生可能な天然由来原料を利用する環境的な側面からアプローチする研究に優れている。そこで、両大学の特色を生かして優れた環境性と機能性を融合し、そこにグローバルな視点も加えてインパクトの高いグリーンテクノロジー創成に取り組む。

課題例：天然由来原料を利用した高機能触媒の合成

現代社会において、地球温暖化などに端を発した環境意識の高まりから、持続可能な社会への転換を迫られており、再生可能な天然由来原料の効率的な利用に期待が寄せられている。CUの有する多種多様な天然由来原料とそれに対する知識を用いて、新たな効率的精製技術やそのメカニズム解明に関する共同研究や、精製物を利用した環境浄化触媒や合成触媒の新たな設計や合成技術の共同開発を実施する。

修了者



幅広い専門知識と俯瞰力を身につけ、マテリアル工学分野におけるトランスレーショナルリサーチを実現できる研究者を育成する。

国際的共同研究で養ったスキルやネットワークを活かして国内外において先導的に活躍する研究者、教育者、高度な専門知識をもつ職業人を育成する。

国際連携サステナブル材料工学専攻 モデルケース②

産業に不可欠な基礎研究から社会実装までを 網羅的にマネージメントできる国際産業橋渡し人材

入学者



マテリアル工学系/化学工学系等のバックグラウンドを持つ修士号取得者。

産業と密接に交わりの産学の橋渡し人材をめざす学生。

内容:

近年、研究成果を社会実装することで還元することが重要視される一方で、学術的にはその効果を発揮する詳細なメカニズムの解明が求められている。チュロンコン大学(CU)は産業との強い関わりから企業との共同研究にて産業より生産される実物を利用した研究に優れている。対して、名古屋大学(NU)では試薬レベルからの材料合成や特性発現のメカニズムを含む基礎研究から応用研究といった研究に重点が置かれている。本専攻では、両大学の研究特色を活かして基礎研究から社会実装を網羅的に実施し、産業とも連携しながらグローバルな視点を加えてインパクトの高い研究に取り組む。

課題例： 産業廃棄物からの高効率資源リサイクル技術開発

産業廃棄物に混在する限りある資源の回収はアジア地域、更には世界的に共通の大きな問題となっている。特に、需要の高い資源は世界で競争が激化しており、早急に対策が求められる。新たな分離技術などのリサイクル要素技術を開発するとともに、平行してフィールド試験を実施し、実用面の課題を明らかにすると共に最適化を行なう。

修了者



基礎から応用まで研究した経験を活かして、独自の視点と理論から産業と向き合い、総合的に高効率なプロセスの実現をめざす。

国際的な人的ネットワーク豊かな教育者、高等職業人へと成長し、グローバルに活躍する。

国際連携サステナブル材料工学専攻 モデルケース③

日本・ASEAN地域の課題を把握し、国際的な産業発展に寄与する国際人材

入学者



マテリアル工学系/化学工学系等のバックグラウンドを持つ修士号取得者。

物事を多面的に捉え、世界での活躍をめざす学生。

内容:

日本とASEANの中核国であるタイ王国の産業にはそれぞれの特色のある課題が存在している。日本の名古屋大学(NU)およびタイ王国のチュラロンコン大学(CU)における現地で生活・研究をすることで、多面的な視点が身につくとともに両国における課題を理解する国際感覚が身につく。近年、材料は多様なアプリケーションが見出されるようになったが、それぞれの対象アプリケーションに応じた最適化が求められる。本専攻では、グローバルな視点から両国の特色を加味して、研究対象を応用・調整・最適化することで、国際感覚や応用力を養うとともに、社会的なインパクトの高い研究に取り組む。

課題例: CO₂の分離精製・再活用技術の開発

現在の日本社会では、CO₂排出量の削減は重要なタスクとなっているとともに、その資源としての再利用が求められている。一方、タイ王国でも同様の要求がある一方で、豊富な地下資源である天然ガスの純化および石油増産技術であるEORの対照としてCO₂を分離し、そのまま再使用する要求もある。そこで、CO₂分離精製・再活用技術を共同開発するとともに、その各国におけるアプリケーションも検討する。

修了者



国際的な視点と各国のニーズに応じて研究を柔軟に適応しうる応用力を有する研究者を育成する。

異国での生活や国際的共同研究で養った国際感覚やスキル、ネットワークを活かして世界的に活躍する研究者、教育者、高度な専門知識をもつ職業人を育成する。

○名古屋大学放射線安全管理規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 81 号)

改正 平成 17 年 3 月 22 日規程第 353 号 平成 18 年 3 月 22 日規程第 117 号(題名改正)
 平成 18 年 3 月 29 日規程第 148 号 平成 18 年 4 月 18 日規程第 4 号
 平成 19 年 5 月 28 日規程第 14 号 平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号
 平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号 平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号
 平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号 平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号
 平成 28 年 1 月 8 日規程第 93 号 平成 29 年 3 月 30 日規程第 136 号
 平成 29 年 7 月 31 日規程第 52 号 平成 30 年 9 月 28 日規程第 50 号
 令和元年 7 月 2 日規程第 16 号 令和元年 9 月 30 日規程第 50 号
 令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 38 号

(目的)

第 1 条 東海国立大学機構放射線安全管理規程(令和 2 年度機構規程第 72 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、名古屋大学(以下「本学」という。)における放射線安全管理に関し必要な事項はこの規程の定めるところによる。

(放射線使用施設等)

第 2 条 この規程において、「放射線使用施設」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 核原料物質及び核燃料物質を取り扱う施設
- 二 密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設
- 三 密封された放射性同位元素等(第 6 号及び第 7 号に規定する機器を除く。)を取り扱う施設
- 四 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号。以下「RI 規制法」という。)第 2 条第 3 項に規定する特定放射性同位元素を取り扱う施設
- 五 RI 規制法第 2 条第 5 項及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 24 条に規定する放射線発生装置を取り扱う施設
- 六 RI 規制法第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器を取り扱う施設
- 七 RI 規制法第 12 条の 5 第 3 項に規定する表示付特定認証機器を取り扱う施設
- 八 電離放射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する放射線を発生する装置又は器具(第 4 号に規定する放射線発生装置を除く。)を取り扱う施設

(放射線使用施設等の新設、廃止及び変更)

第 3 条 放射線使用施設等を新設し、若しくは廃止し、又は次の各号のいずれかに該当する事項について変更しようとするときは、当該放射線使用施設等の所属する部局長(以下「部局長」という。)は、あらかじめ、原子力委員会の承認を得るものとする。

- 一 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素の種類及び数量
- 二 前条第 5 号に掲げる放射線発生装置の種類、台数及び性能

三 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素及び放射線発生装置の使用の目的及び方法

四 放射線使用施設等の位置及び構造（前条第6号から第8号までに規定する施設を除く。）

五 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素の貯蔵施設の位置，構造及び貯蔵能力

六 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素並びにそれらによって汚染された物の廃棄施設の位置，構造及び性能

2 前条第6号に掲げる施設で使用する表示付認証機器の使用の目的及び方法並びに台数，同条第7号に掲げる施設で使用する表示付特定認証機器の台数並びに同条第8号に掲げる施設で使用する放射線を発生する装置又は器具の種類，台数及び性能を変更したときは，部局長は，所定の期間内に原子力委員会に届け出るものとする。

3 前項の「部局」とは，運営局，運営支援組織，学部，研究科，教養教育院，博士課程教育推進機構，アジアサテライトキャンパス学院，附置研究所，医学部附属病院，学内共同教育研究施設等，情報基盤センター，総合保健体育科学センター，国際高等研究機構，高等研究院，トランスフォーメティブ生命分子研究所，素粒子宇宙起源研究所，未来社会創造機構，アジア共創教育研究機構及びDevelopment Officeをいう。（放射線取扱主任者等）

第4条 第2条第1号に掲げる施設に管理責任者，同条第2号，第3号及び第5号に掲げる施設に放射線取扱主任者，同条第4号に掲げる施設に特定放射性同位元素防護管理者，同条第6号に掲げる施設に安全管理責任者，同条第7号に掲げる施設に管理担当者並びに同条第8号に掲げる施設にエックス線取扱主任者及び管理区域ごとにエックス線作業主任者（ただし，装置内のみが管理区域でインターロックを備えた装置の場合は管理責任者）（以下「放射線取扱主任者等」という。）を置く。

2 放射線取扱主任者及びエックス線作業主任者は，部局長の推薦に基づき，総長が選考し，東海国立大学機構の長（以下「機構長」という。）が任命する。

3 特定放射性同位元素防護管理者は，部局長が任命する。

（放射線取扱主任者等の職務）

第5条 放射線取扱主任者等は，部局長と協議の上，放射線使用施設等における放射線障害の発生の防止に関して監督を行う。

（放射線障害予防内規等）

第6条 部局長は，この規程に定めるもののほか，核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）第2条の12第1項各号に掲げる事項，放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「RI規制法施行規則」という。）第21条第1項各号に掲げる事項，第24条の2の3第1項各号に掲げる事項，電離放射線障害防止規則第41条の3各号に掲げる事項，医療法施行規則第4章第2節

から第5節までに掲げる事項その他放射線障害の予防又は放射線使用施設の保安に関して必要な事項を、内規等により定めるものとする。

2 部局長は、前項に規定する内規等を制定及び改廃する場合は、あらかじめ、原子力委員会の承認を得るものとする。

3 部局長は、前2項により内規等を制定及び改廃した後、総長に報告するものとする。
(健康診断)

第7条 総長は、放射線業務従事者について健康診断を行い、職員に係る結果の記録を遅滞なく所轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項に規定する健康診断は、職員については、名古屋大学安全衛生管理規程(平成16年度規程第80号)の定めるところにより、学生については、総長が定める学生健康診断実施計画により行うものとする。

(作業環境測定)

第8条 総長は、労働安全衛生法が定める放射線業務を行う作業場について作業環境測定を行う。

(作業環境測定士)

第9条 前条の作業場に、作業環境測定を行うため、作業環境測定士を置く。

2 作業環境測定士は、作業場の作業環境測定をつかさどり、当該測定を行う者を監督する。

3 作業環境測定士は、総長が選考し、機構長が任命する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第10条 部局長は、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある者に対し、医師又は放射線取扱主任者等の意見に基づき、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等必要な措置を講じなければならない。

(事故及び危険時の措置)

第11条 部局長は、次に掲げる事態が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに必要事項を総長に報告しなければならない。

一 RI規制法施行規則第28条の3各号に掲げる事項のいずれかに該当する事故が発生したとき。

二 地震、火災その他の災害のため放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

三 前号に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2 総長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに機構長に報告しなければならない。

(放射線業務従事者の義務)

第12条 放射線業務従事者は、放射線取扱主任者等が放射線障害予防のために行う命令又は指示に従わなければならない。

(放射線取扱主任者等の勧告)

第13条 放射線取扱主任者等は、放射線業務従事者が、放射線障害防止のための業務に違反したと認めたときは、取扱いの制限又は中止その他必要な措置を講ずることについて、部局長に勧告することができる。

2 放射線取扱主任者等は、前項の勧告をしたときは、速やかに安全保障委員会又は核燃料物質管理委員会に連絡するものとする。

(年次報告書の提出)

第14条 部局長は、毎年度の終わりに、その年度の放射線施設の実態報告書を、別に定める様式により作成し、安全保障委員会又は核燃料物質管理委員会に報告しなければならない。

2 安全保障委員会及び核燃料物質管理委員会は、前項の報告をとりまとめ、意見を付して原子力委員会に報告し、その承認を得た上、総長に報告しなければならない。

(安全教育)

第15条 総長は、放射線業務に従事する職員を採用した場合又は新たに放射線業務に職員に従事させる場合には、必要な安全教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、学生、研究生等に準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日規程第353号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日規程第117号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日規程第148号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月18日規程第4号)

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年5月28日規程第14号)

この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号)

この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日規程第 125 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 8 日規程第 93 号)

この規程は、平成 28 年 1 月 8 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規程第 136 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 31 日規程第 52 号)

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 28 日規程第 50 号)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 2 日規程第 16 号)

- 1 この規程は、令和元年 7 月 2 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 4 条第 1 項及び第 3 項の特定放射性同位元素防護管理者に係る規定並びに第 6 条第 1 項の RI 規制法施行規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項各号に掲げる事項に係る規定は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日規程第 50 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 38 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋大学化学物質等安全管理規程

(平成 20 年 4 月 28 日規程第 1 号)

改正 平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号 平成 21 年 10 月 23 日規程第 19 号
 平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号 平成 25 年 1 月 22 日規程第 60 号
 平成 26 年 9 月 16 日規程第 23 号 平成 27 年 1 月 20 日規程第 105 号
 平成 28 年 1 月 19 日規程第 98 号 平成 30 年 9 月 11 日規程第 31 号
 令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 46 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）において使用及び保管する化学物質等の安全管理に関し必要な事項を定め、もって本学における化学物質等による安全衛生上の危害を防止し、その適正な使用及び管理を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 化学物質等 次のイからツまでに掲げるものをいう。ただし、名古屋大学環境安全衛生推進本部会議（以下「本部会議」という。）が別に定める化学物質等を除く。
- イ 特定化学物質等 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛法施行令」という。）別表第 3 に掲げるものをいう。
- ロ 有機溶剤 安衛法施行令別表第 6 の 2 に掲げるものをいう。
- ハ 毒物 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）別表第 1 及び毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号。以下「指定令」という。）第 1 条に掲げるものをいう。ただし、医薬品及び医薬部外品を除く。
- ニ 劇物 毒劇法別表第 2 及び指定令第 2 条に掲げるものをいう。ただし、医薬品及び医薬部外品を除く。
- ホ 特定毒物 毒劇法別表第 3 及び指定令第 3 条に掲げるものをいう。ただし、医薬品及び医薬部外品を除く。
- ヘ 危険物 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表第 1 の品名の欄に掲げるものをいう。
- ト 第一種指定化学物質 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号。以下「PRTR 法施行令」という。）別表第 1 に掲げるものをいう。
- チ 第二種指定化学物質 PRTR 法施行令別表第 2 に掲げるものをいう。
- リ 揮発性有機化合物（VOC） 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定するものをいう。
- ヌ 特定悪臭物質 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

- ル 麻薬 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「麻向法」という。）別表第 1 に掲げるものをいう。
- ヲ 向精神薬 麻向法別表第 3 に掲げるものをいう。
- ワ 覚せい剤 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- カ 覚せい剤原料 覚せい剤取締法第 2 条第 5 項に規定するものをいう。
- ヨ 農薬 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「農取法」という。）第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。
- タ 除草剤 農取法第 10 条の 3 第 1 項に規定するものをいう。
- レ 水銀等 水銀等の貯蔵に関する省令（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）第 2 条に規定するものをいう。
- ソ イからレまでに掲げるもののほか化学的な有害性・危険性を有するもの
- ツ イからソまでに掲げるものの使用により生じた廃棄物
- 二 環境安全管理 環境汚染の発生を防止し、本学の教職員、学生等（以下「教職員等」という。）の教育研究環境の安全を確保することを目的として、有害物質を適正に管理するため必要な措置を講ずることをいう。
- 三 法令等 次のイからホまでに掲げる法令、第 1 号イからレまでに規定する法令、この規程、この規程に基づく定め等をいう。
- イ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ロ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ハ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）
- ニ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ホ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- 四 学生等 本学において教育又は研究指導を受けるすべての者をいう。
- 五 講座等 個別の研究グループ ID の使用により管理される、本学における講座及び化学物質等を使用した教育研究その他の業務を遂行するグループ等をいう。
- 六 化学物質取扱い 教育研究その他の業務で化学物質等を利用する際の化学物質等の購入、保管、使用、廃棄等に関する一連の作業をいう。
- 七 化学物質管理区域 次号に規定する化学物質管理責任者が指定した、本学キャンパス内にある化学物質取扱いを行う実験室、保管庫、実験系廃棄物収集場所等をいう。
- 八 化学物質管理責任者 化学物質等の適正な管理を行うため、各部局の講座等ごとに使用する化学物質等の管理及び事務を統括する者で、各部局の講座等に所属する教員のうちから部局の長が選任する者をいう。

- 九 化学物質副管理責任者 化学物質管理責任者の業務を補佐する者として、次号に規定する化学物質取扱者の中で廃棄物処理取扱者講習会修了者の教職員から化学物質管理責任者が選任する者をいう。ただし、化学物質管理責任者が兼ねることもできる。
- 十 化学物質取扱者 化学物質管理区域において教育研究その他の業務で、化学物質取扱いに従事する者として、化学物質管理責任者が指定した者をいう。
- 十一 リスクアセスメント 化学物質等の有害性又は危険性の種類、程度及び事故災害の例に基づいて、当該化学物質等の取扱いによるばく露、漏えい、爆発、火災等の事故等がもたらす健康障害、器物の被害、環境汚染等の重大性及び可能性を評価し、化学物質等による災害を未然に防ぐために用いられる一連の手法をいう。
- 十二 作業環境管理 作業環境における化学物質等によって生ずる健康障害について防止対策を講ずること、及び当該防止対策の有効性について定期的に、又は必要に応じて見直しを行い、必要がある場合は当該防止対策の改善を行うことをいう。
- 十三 化学的有害廃棄物 教育研究活動に伴い廃棄又は排出される環境汚染のおそれがある物質をいう。
- 十四 衛生管理者巡視 名古屋大学安全衛生管理規程（平成16年度規程第80号。以下「安全衛生規程」という。）第19条第1項に定められた衛生管理者等による作業場巡視をいう。
- 十五 産業医巡視 安全衛生規程第19条第2項に定められた産業医による作業場巡視をいう。
- 十六 作業環境測定 安全衛生規程第28条に定められた作業環境測定をいう。
- 十七 特殊健康診断 安全衛生規程第29条第1項第2号に定められた特殊健康診断をいう。
- 十八 作業主任者 安全衛生規程第11条に定められた作業主任者をいう。

（総長の責務）

第3条 総長は、本学における化学物質等の安全管理に関する事務を総括する。

（環境安全を総括する者、部局の長等の責務）

第4条 環境安全を担当する副総長又は運営局長（以下「環境安全を総括する者」という。）は、本学における化学物質等を管理する実質的な責任者として、本学における化学物質等の安全管理の改善及び促進を行い、化学物質等の取扱いに関する業務及び化学物質等による健康障害、器物の被害、環境汚染等の防止対策等に関する業務（以下この条において「化学物質等管理業務」という。）について統括する。

2 環境安全を総括する者は、本学の衛生管理者巡視、産業医巡視、作業環境測定及び特殊健康診断結果を一元的に管理し、環境安全衛生推進本部環境安全衛生管理室長（以下「環境安全衛生管理室長」という。）と協力して問題点を是正する。

- 3 環境安全衛生管理室長は、環境安全を総括する者の指揮のもとに、本学における化学物質等管理業務に関する指導及び助言を行うとともに、環境安全を総括する者が化学物質等管理業務を遂行できないときは、その代理として業務を行う。
- 4 環境安全衛生管理室長は、名古屋大学化学物質管理システム（以下「MaCS-NU」という。）の管理責任者として、当該システムに関する業務を統括する。
- 5 部局の長は、部局における化学物質等の安全管理の責任者として、当該部局における化学物質等管理業務について指揮監督を行うとともに、化学物質等を使用する実験室、研究室等における安全管理体制の整備及び教職員等の教育指導に努めなければならない。
- 6 部局の長は、化学物質等が関わる事故や災害が発生した場合、環境安全を総括する者の指揮のもとで負傷者救助，被害拡大防止，事故原因究明及び再発防止に関わる業務を監督する。
- 7 部局の長は、講座等ごとに指導的役割を担う教員から化学物質管理責任者を選任し、環境安全衛生管理室長を通じて環境安全を総括する者に届け出る。
- 8 部局の長は、化学物質管理責任者が異動等（6月以上の海外渡航，休職，退職及び他部局への異動をいう。以下同じ。）によりその職務を遂行することができなくなる場合は、遅滞なく当該講座等において後任となる化学物質管理責任者を選任し、職務の引継ぎを監督しなければならない。

（化学物質管理責任者の責務）

- 第5条 化学物質管理責任者は、化学物質取扱者及び化学物質管理区域に立ち入るその他の教職員等に対して安全教育及び指導を行う義務を有する。
- 2 化学物質管理責任者は、自らが指定した化学物質取扱者以外の者に化学物質取扱いに従事させてはならない。また、化学物質管理区域以外の場所で、化学物質取扱いに従事させてはならない。
 - 3 化学物質管理責任者は、管理する化学物質管理区域における業務を代理補佐する者として、化学物質副管理責任者を選任し、化学物質等の適正な管理に努めなくてはならない。
 - 4 化学物質管理責任者は、毎年度の当初に、指定した化学物質管理区域及び化学物質取扱者並びに選任した化学物質副管理責任者について、MaCS-NUの管理責任者に申請し、認定を受けなければならない。
 - 5 化学物質管理責任者は、化学物質等が関わる事故や災害が発生した場合、部局の長及び環境安全を総括する者の指揮のもとで負傷者の救助，被害拡大防止，事故原因究明及び再発防止に関わる業務を遂行する。
 - 6 化学物質管理責任者は、化学的有害廃棄物を適正に管理するため、本部会議が別に定める廃棄物処理取扱者認定証を有する者を自らの管理する講座等に1名以上在籍させなければならない。

- 7 化学物質管理責任者は、化学物質等の適正な取扱いのため、名古屋大学局所排気装置等定期自主検査者講習要領（平成26年3月11日環境安全衛生推進本部会議承認）別紙1の講習A修了者又は局所排気装置等の定期自主検査者等養成講習について（平成20年3月27日付け基発第0327002号厚生労働省労働基準局長通知）に規定する局所排気装置等の定期自主検査者講習実施要綱に基づき実施された局所排気装置等定期自主検査者講習修了者と同等以上の知識を有する者を自らの管理する講座等に1名以上在籍させなければならない。
- 8 化学物質管理責任者は、異動等によりその職務を遂行することができなくなることが決まった場合は、遅滞なく所属する部局の長に自らの後任となる化学物質管理責任者（以下「後任者」という。）の選任を要請しなければならない。
- 9 化学物質管理責任者は、自らの後任者が選任されたときは、その管理下にあるすべての化学物質等の管理の移管について当該後任者と協議を行い、離任する以前に移管を完了しなければならない。

（化学物質副管理責任者の責務）

第6条 化学物質副管理責任者は、化学物質取扱いを適正に行うために必要な措置を講じなくてはならない。

- 2 化学物質副管理責任者は、化学物質取扱者の指揮監督を行い、化学物質等を適正に使用できるようにしなくてはならない。
- 3 化学物質副管理責任者は、化学物質管理区域内で事故や災害が発生した場合、適切な対応を講じるとともに安全の確保に努めなくてはならない。また、速やかに化学物質管理責任者に連絡のうえ、相互に協力し、被害の拡大を防がなくてはならない。

（化学物質取扱者の責務）

第7条 化学物質取扱者は、化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者の指導監督のもとに、化学物質管理区域において化学物質取扱いに従事できる。

- 2 化学物質取扱者は、法令等を遵守するとともに、第16条に定める化学物質取扱いに必要な安全教育を修了しなければならない。
- 3 化学物質取扱者は、第15条に定める特殊健康診断を必要に応じて受診しなければならない。
- 4 化学物質取扱者は、化学物質取扱いにおいて事故若しくは災害に遭遇したとき又は異常等を発見したとき、遅滞なく化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者に報告しその指示に従う。

（化学物質等の管理及び使用方法）

第8条 化学物質管理責任者、化学物質副管理責任者及び化学物質取扱者（以下「化学物質取扱者等」という。）は、本学において取り扱う化学物質等を全学で一元的かつ効率的に管理するため、原則として、当該化学物質等について購入から廃棄に至る記録をMaCS-NUに速やかに登録し、管理するものとする。

- 2 MaCS-NU における化学物質等の管理は、本部会議が別に定める管理方法等によるものとする。
- 3 本学の化学物質等の使用及び保管を監督する関係機関等から化学物質等の使用及び保管に関する記録の提出を求められたときは、MaCS-NU 上の記録を提出することができる。
- 4 環境安全衛生管理室長は、MaCS-NU による化学物質等の管理及び使用状況について適宜点検を実施し、不備が認められる場合には、部局の長及び化学物質管理責任者に対して改善を求めることができる。
- 5 環境安全衛生管理室長は、化学物質等の管理に係る改善の不履行、MaCS-NU による管理の不備が頻発する事例、重大な違反が疑われる事例等を認めた場合は、遅滞なく環境安全を総括する者に報告しなければならない。

(改善命令等)

第9条 環境安全を総括する者は、化学物質等による環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、各部局の長に対して、化学物質等の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。

- 2 環境安全衛生管理室長は、各部局における化学物質等の使用が適正に行われているかどうかについて確認するとともに、関連する作業主任者、化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者と協議し、前項の改善措置に関し、指導及び助言を行うことができる。
- 3 部局の長は、第1項による改善措置を命ぜられたときは、関連する作業主任者、化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者ととも当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。
- 4 部局の長は、前項に規定する改善措置を講じた場合において、環境安全管理上の問題又は健康障害の生ずるおそれなくなったときは、講じた改善措置について、環境安全を総括する者及び環境安全衛生管理室長に報告しなければならない。

(リスクアセスメント)

第10条 化学物質管理責任者は、自らが担当する教育研究における化学物質取扱いの安全を担保するためにリスクアセスメントを実施し、結果を部局の長及び環境安全を総括する者に報告しなければならない。

- 2 リスクアセスメントの実施等に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 化学物質管理責任者は、リスクアセスメントの実施に際して、関連する作業主任者、部局の長又は環境安全衛生管理室長に支援及び助言を求めることができる。
- 4 部局の長は、必要に応じてリスクアセスメントの結果の評価を行い、評価の結果を環境安全を総括する者に報告しなければならない。

- 5 部局の長は、リスクアセスメントの結果に不備がある場合、化学物質管理責任者に対し、教育研究その他の業務における化学物質取扱い方法の是正又は追加措置等を要求できる。
- 6 部局の長は、リスクアセスメントの結果の評価において環境安全衛生管理室長に助言を求めることができる。
- 7 環境安全を総括する者は、リスクアセスメントの結果の評価に不備がある場合は第9条第1項の改善措置を命令できる。
- 8 化学物質管理責任者は、リスクアセスメントの結果の評価に不備あるいは誤りを含むと認められる場合、部局の長又は環境安全を総括する者に再評価を求めることができる。

(事故時の対応)

第11条 化学物質管理責任者は、化学物質等の飛散、漏えい等により環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに所属する部局の長に報告し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 化学物質管理責任者は、化学物質等の盗難、紛失等があったときは、直ちに所属する部局の長に報告しなければならない。
- 3 前2項の場合において、部局の長は、直ちに環境安全を総括する者及び環境安全衛生管理室長に報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた環境安全を総括する者は、化学物質等を所管する官庁へ届け出るとともに、必要な措置を講じなければならない。

(点検)

第12条 環境安全を総括する者は、化学物質等の使用及び管理状況について定期的に点検（以下「定期点検」という。）を実施しなければならない。

- 2 環境安全を総括する者は、前項の定期点検の結果について不備等が認められた場合、第8条第5項の報告があった場合、第10条のリスクアセスメントの実施に関し不備があった場合、化学物質等の使用及び管理に不備等が認められた場合、衛生管理者巡視又は産業医巡視で重大な問題が指摘された場合、作業環境測定により著しい曝露の危険が指摘された場合、又は特殊健康診断において健康被害が明らかになった場合は、環境安全衛生管理室長に対して改善に必要な調査（以下「特別調査」という。）を実施させることができる。
- 3 環境安全を総括する者は、特別調査の結果に基づき第9条第1項の改善措置を命令できる。
- 4 部局の長は、化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による化学物質等の漏えい又は事故が発生したときは、環境安全衛生管理室長と協力して直ちに点検（以下「特別点検」という。）を実施し、当該施設等の補修その他の必要な措置を講じなければならない。

5 前項の場合において、部局の長は、特別点検の結果及び講じた措置を環境安全を総括する者に報告しなければならない。

(廃棄)

第13条 化学的有害廃棄物の処理は、原則として、環境安全衛生推進本部環境安全衛生管理室（以下「環境安全衛生管理室」という。）を通じて行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、環境安全衛生管理室の指導及び助言を得て、他の適正な方法により処理することができる。

2 環境安全衛生管理室長は、化学的有害廃棄物の処理について、必要に応じて部局の長に指導及び助言を行うことができる。

(作業環境管理)

第14条 作業環境管理については、安全衛生規程の定めるところによる。

2 部局の長は、化学物質管理責任者と協力して、化学物質管理区域について作業環境測定を行わなければならない。

3 作業環境測定の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理)

第15条 化学物質等取扱者等の健康管理については、安全衛生規程の定めるところによる。

2 化学物質管理責任者は、化学物質取扱者等に特殊健康診断を受診させる義務を負う。

3 特殊健康診断を受診しない者は、化学物質取扱者としての指定を取消す。

(安全教育)

第16条 化学物質管理責任者は、化学物質取扱者等の化学物質の安全管理に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

2 化学物質管理責任者は、環境安全衛生管理室長及び部局の長等が実施する安全教育を補完し、化学物質取扱い時に必要な安全に関する知識及び技能を習得するための安全教育プログラムを策定し、これを化学物質取扱者等に履修させなければならない。

3 環境安全を総括する者、部局の長及び作業主任者は、前項の安全教育プログラムの内容及び実施状況について調査し、問題があれば化学物質管理責任者に是正を求める。

(近隣住民等への対応)

第17条 環境安全を総括する者及び部局の長は、化学物質等の管理について、近隣住民等の理解を得るため、必要な措置を講じなければならない。

2 環境安全衛生管理室長は、近隣住民等の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、化学物質等の管理に関する意見、苦情等に誠実に対応しなければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、化学物質等の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 23 日規程第 19 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 22 日規程第 60 号)

この規程は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 16 日規程第 23 号)

この規程は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 20 日規程第 105 号)

この規程は、平成 27 年 1 月 20 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 19 日規程第 98 号)

この規程は、平成 28 年 1 月 19 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 11 日規程第 31 号)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 46 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

(平成 18 年 7 月 24 日規程第 22 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号 平成 27 年 9 月 15 日規程第 53 号
 平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号 平成 29 年 2 月 21 日規程第 90 号
 平成 29 年 3 月 30 日規程第 136 号 平成 29 年 7 月 31 日規程第 52 号
 平成 30 年 2 月 20 日規程第 98 号 平成 30 年 9 月 28 日規程第 50 号
 令和元年 9 月 30 日規程第 50 号 令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 75 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学(以下「本学」という。)における公正な研究活動を推進するとともに、研究活動における不正行為が生じた場合に適正に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 構成員 本学において研究活動に従事する職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。
- 二 不正行為 構成員又は構成員であった者が本学在籍中に行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。
 - イ 捏造 データ又は実験結果を偽造すること。
 - ロ 改ざん 研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと。
 - ハ 盗用 他人の研究内容又は文章を適切な手続を経ることなしに流用すること。
- 三 部局 運営局、運営支援組織、学部、研究科、教養教育院、博士課程教育推進機構、アジアサテライトキャンパス学院、附置研究所、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、国際高等研究機構、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、素粒子宇宙起源研究所、未来社会創造機構、アジア共創教育研究機構及び Development Office をいう。

(研究倫理推進総括責任者及び公正研究委員会)

第 3 条 本学に、本学における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るため、総長は、研究倫理推進総括責任者及び公正研究委員会を置く。

- 2 研究倫理推進総括責任者は、副総長をもって充てる。
- 3 研究倫理推進総括責任者は、研究倫理の向上、不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限及び責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

- 4 公正研究委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(研究倫理教育責任者)

第4条 部局に、研究倫理教育責任者を置き、当該部局の長（運営局にあつては、担当副総長。以下同じ。）をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局における研究倫理の向上、不正行為の防止等に関して責任を有する者として、公正な研究活動を推進し、研究倫理教育、その実施体制の整備等を行わなければならない。

- 3 部局に、当該部局において必要と認めるときは、部局副責任者を置くことができる。

- 4 部局副責任者は、当該部局のうちから研究倫理教育責任者が指名する。

(構成員の責務)

第5条 構成員は、自己が行う学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に公正な研究を遂行しなければならない。

- 2 構成員は、研究に求められる倫理規範を習得するため、研究倫理教育を受講するものとする。

- 3 構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料（以下「研究資料等」という。）を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

- 4 構成員が退職、卒業等により構成員でなくなる場合は、当該構成員が所属する部局の定めるところにより、研究資料等のうち保存すべきものについて、バックアップを作成して保存する、保存場所を記録し追跡を可能としておく等の措置を講ずるものとする。

(研究資料等の保存期間)

第6条 研究資料等（試料及び標本を除く。）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。

- 2 試料及び標本の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、研究分野の特性に応じて、これを下回る期間を別に定めることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該資料についてはその法令等に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が前2項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、外部から研究資料等を受領するにあたり、保存期間に関する契約等が別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が第1項及び第2項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。

(不正行為に係る調査等)

第7条 不正行為に係る調査，審理及び判定並びに裁定は，研究倫理推進総括責任者が総括し，公正研究委員会が処理する。

(不正行為申立て窓口)

第8条 不正行為に係る申立て，申立ての意思を明示しない相談，情報提供等に対応するため，不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 窓口は，申立者及び情報提供者の人権，個人情報等を保護するため，学外の弁護士事務所に置く。

3 窓口は，次に掲げる業務を行う。

一 不正行為に係る申立ての受付

二 不正行為に係る申立て，申立ての意思を明示しない相談及び提供された情報の整理及び研究倫理推進総括責任者への取次ぎ

三 第15条に規定する異議申立ての総長への取次ぎ

四 申立者(次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。)への判定結果の通知

4 研究倫理推進総括責任者は，申立ての意思を明示しない相談の報告を受けたときは，その内容について確認し，相当の理由があると認めた場合は，窓口を経由して，相談者に対して，申立ての意思の有無について確認するものとする。

5 前項の確認の結果，相談者に申立ての意思がある場合には，研究倫理推進総括責任者は，窓口を経由して，相談者に申立てを求めることができる。

(不正行為に係る申立て)

第9条 不正行為の疑いがあると思料する者は，何人も，窓口を通じ，申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては，申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。ただし，申立者は，その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 第1項の申立ては，原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して，5年以内に行わなければならない。

(悪意に基づく申立て)

第10条 何人も，悪意に基づく申立てを行ってはならない。

2 本規程において，悪意に基づく申立てとは，被申立者を陥れるため，被申立者の研究を妨害するため等専ら被申立者，本学等に何らかの不利益を与えることを目的とする申立てをいう。

(職権による調査)

第 11 条 総長は、第 9 条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究倫理推進総括責任者に命ずることができる。

(予備調査)

第 12 条 研究倫理推進総括責任者は、第 9 条による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 研究倫理推進総括責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。

3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面にに基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。

4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 公正研究委員会の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者若干名

二 申立てに係る調査の対象者(以下「調査対象者」という。)が所属する部局等の長

三 その他公正研究委員会が必要と認めた者

5 予備調査委員会の議長は、前項第 1 号の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者をもって充てる。

6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。

7 予備調査委員会は、第 9 条による申立てを受理した日又は前条により調査の開始を命ぜられた日から原則として 30 日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を研究倫理推進総括責任者に報告するものとする。

8 研究倫理推進総括責任者は、前項の報告に基づき、公正研究委員会に不正行為の存在の可能性の有無及び本調査実施の適否を判定させ、公正研究委員会は、その結果を研究倫理推進総括責任者に報告するとともに、申立者及び調査対象者(第 6 項の規定により事情聴取を行った場合に限る。)に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(本調査)

第 13 条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合、公正研究委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して概ね 30 日以内に、調査専門委員会を置き、本調査を開始するものとする。この場合において、本調査の実施の決定その他の報告を文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に行う。

2 公正研究委員会及び調査専門委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面にに基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。

3 本調査の対象は、申し立てられた事案に係る研究活動の他、公正研究委員会及び調査専門委員会の判断により、本調査に関連した調査対象者の他の研究を含めることができる。

- 4 調査専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者とする。
 - 一 公正研究委員会の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者若干名
 - 二 その他公正研究委員会が必要と認めた者
- 5 公正研究委員会は、調査専門委員会を設置したときは、調査専門委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者及び調査対象者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、公正研究委員会に対し、理由を添えて異議申立てを行うことができる。
- 6 公正研究委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査専門委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知するものとする。
- 7 調査専門委員会の議長は、第4項第1号の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者をもって充てる。
- 8 公正研究委員会及び調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - 一 関係者からの事情聴取
 - 二 関係資料等の調査
 - 三 証拠となる資料その他の関係書類の保全
 - 四 その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 9 前項第3号の措置を行う場合において、申し立てられた事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学の機関でないときは、申し立てられた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 10 調査専門委員会は、本調査を開始した日から原則として150日以内に本調査の結果を公正研究委員会に報告するものとする。

(審理及び判定)

第14条 公正研究委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。

- 2 公正研究委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の判定を行うものとする。
- 3 公正研究委員会は、前項の判定に当たっては、申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 公正研究委員会は、第1項及び第2項の判定の結果を総長及び研究倫理推進総括責任者に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。

この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

- 5 公正研究委員会は、前項の報告を文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に行う。
- 6 研究倫理推進総括責任者は、第2項の判定を行った場合において、悪意に基づく申立てを行った者について、公正研究委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。
- 7 研究倫理推進総括責任者は、前項の措置を講じたときは、文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に対して、その措置の内容等を通知する。

(異議申立て)

第15条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、総長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 申立てが悪意に基づくものと判定された申立者(調査対象者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく申立てと判定された者を含む。)は、その判定について、前項の例により、異議申立てをすることができる。
- 3 前2項の異議申立ては、所定の異議申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。
- 5 総長は、調査対象者から異議申立てがあったときは申立者に対して通知し、申立者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。

また、文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に通知する。異議申立ての却下をしたときも同様とする。

(不服審査委員会)

第16条 総長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、公正研究委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を総長に報告しなければならない。
- 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 副総長(研究倫理推進総括責任者を除く。)のうち総長が指名した者
 - 二 本学の大学教員のうち総長が指名した者4名
- 4 公正研究委員会、予備調査委員会及び調査専門委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。

- 5 総長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(再審理)

第17条 総長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、公正研究委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。

- 2 公正研究委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第13条及び第14条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。

- 3 公正研究委員会は、再審理開始の日から原則として50日以内に、前項の判定の結果を総長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

- 4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第18条 公正研究委員会は、第14条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

- 2 研究倫理推進総括責任者は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、公正研究委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

一 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する総長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告

二 文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知

三 関連学会、学術誌編集委員会等への通知

四 その他不正行為の排除のために必要な措置

- 3 研究倫理推進総括責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認されなかった場合においても、公正研究委員会の議を経て、調査対象者の所属する部局等の長に対して、是正措置その他必要な環境整備を勧告することができる。

- 4 研究倫理推進総括責任者は、前2項に規定する勧告の対応状況を確認し、公正研究委員会の議を経て、対応状況が不十分であると判断するときは、必要に応じて再度勧告を行うことができる。

- 5 研究倫理推進総括責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、不正行為を行った者が学生である場合には、教育的配慮の必要性等を考慮した上で公表しないことができる。

一 不正行為に関与した者の氏名及び所属

- 二 不正行為の内容
- 三 本学が公表までに行った措置の内容
- 四 調査専門委員会委員の氏名及び所属
- 五 調査の方法及び手順等

6 不正行為の事実が認められなかった場合には、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査対象者の名誉を回復する必要があると認められる場合その他公表することが適切であると認められる場合には、調査結果を公表することができる。
(調査対象者の保護)

第 19 条 研究倫理推進総括責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障、名誉のき損等があったときは、公正研究委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。
(補佐者の同席)

第 20 条 公正研究委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査委員会は、第 12 条から第 17 条までの手続に際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。
(協力義務)

第 21 条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。
(不利益取扱いの禁止)

第 22 条 本学の職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究倫理推進総括責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。
(利害関係の排除)

第 23 条 公正研究委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査委員会の委員並びに申立ての受付を行う者は、自らと利害関係を有する事案に関与してはならない。
(秘密の保持)

第 24 条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(事務)

第 25 条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力部研究企画課において処理する。

(雑則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日規程第 53 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 9 月 15 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日より前に受理された申立て又は総長に命ぜられた調査については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 21 日規程第 90 号)

この規程は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規程第 136 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 31 日規程第 52 号)

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 20 日規程第 98 号)

この規程は、平成 30 年 2 月 20 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 28 日規程第 50 号)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日規程第 50 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 75 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋大学学位規程

(平成16年4月1日規程第104号)

改正 平成16年7月20日規程第285号 平成18年1月23日規程第49号
 平成18年2月27日通則第6号 平成20年3月24日規程第109号
 平成24年3月21日規程第91号 平成24年10月16日規程第39号
 平成25年9月17日規程第39号 平成26年3月4日規程第92号
 平成27年9月15日規程第57号 平成28年2月15日規程第108号
 平成29年2月21日規程第91号 平成29年4月18日規程第4号
 平成30年12月18日規程第54号 平成31年3月19日規程第116号
 令和2年4月1日名大規程第80号

(学位の種類)

第1条 名古屋大学(以下「本学」という。)において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。

(学位の専攻分野等の名称)

第2条 名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)第32条第1項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科名	学士
文学部		文学
教育学部		教育学
法学部		法学
経済学部		経済学
情報学部		情報学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	看護学 保健学 リハビリテーション学
工学部		工学
農学部		農学

2 名古屋大学大学院通則(平成16年度通則第2号。以下「大学院通則」という。)第34条第1項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士	専門職
人文学研究科	文学	文学	
	歴史学	歴史学	
	学術	学術	
教育発達科学研究科	教育学	教育学	
	教育	教育	
	心理学	心理学	

法学研究科	臨床心理学 法学 比較法学 現代法学	法学 比較法学 現代法学	法務博士（専門 職）
経済学研究科	経済学 経営管理学	経済学	
情報学研究科	情報学 学術	情報学 学術	
理学研究科	理学	理学	
医学系研究科	医科学 医療行政学 公衆衛生学 看護学 医療技術学 リハビリテーション療 法学	医学 看護学 医療技術学 リハビリテーション療 法学	
工学研究科	工学	工学	
生命農学研究科	農学	農学	
国際開発研究科	国際開発学	国際開発学	
多元数理科学研究 科	数理学	数理学	
環境学研究科	環境学 社会学 地理学 法学 経済学 理学 工学 建築学	環境学 社会学 地理学 法学 経済学 理学 工学 建築学	
創薬科学研究科	創薬科学	創薬科学	

3 前2項に規定する専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 前条第2項に定めるもののほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(課程による者の論文等の提出)

第4条 本学大学院の課程による論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあっては特定の課題についての研究の成果を含む。）は、各研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科長に提出するものとする。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第5条 第3条により学位を得ようとする者は、論文に履歴書及び学位審査手数料を添え、学位の種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等(以下「研究科教授会等」という。)の承認を得て、総長に提出するものとする。

(論文等)

第6条 主論文は1編とし、博士論文にあつてはその要旨を添付して提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 特定の課題についての研究の成果は、各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第7条 提出した論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)及び納入した審査手数料は、返納しない。

(学位審査委員会)

第8条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、当該研究科の教授2名以上を含む審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)と協議の上、当該研究科の教授2名以上を含む審査委員を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。

2 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき、又は第11条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは、研究科教授会等は、当該研究科の教授、准教授又は講師2名以上を含む審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも当該研究科の教授を1名含まなければならない。

3 前2項の場合において、必要あるときは、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4 学位審査委員会は、論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第11条に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

(審査期間)

第9条 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会等の議決を経て、審査期間を延長することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

3 第11条に規定する博士論文研究基礎力審査は、在学中に行い、審査を終了するものとする。

(試験及び学力審査)

第10条 試験は、論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査終了後に、筆記又は口頭で行う。

2 博士の試験は、論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について、修士の試験は、論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力について、審査するものとする。

3 第3条による論文提出者に対しては、前項のほか、更に専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて、審査するものとする。

第11条 大学院通則第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査は、前期課程又は医学系研究科の修士課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

(審査結果の報告及び学位授与の議決)

第12条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし、博士の学位試験については、その要旨を書面で報告しなければならない。

2 研究科教授会等は、前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3 学位審査の研究科教授会等における議決の方法は、各研究科が定める。ただし、その開会定足数は、当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の3分の2以上であることを要し、合格の決定は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(合格者の報告)

第13条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から20日以内に、総長に報告しなければならない。この場合、博士の学位試験に合格した者については、論文の要旨、論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各1通を提出するものとする。

(学位の授与及び学位記の様式)

第14条 学部の定める卒業の資格を認定された者には、当該学部長の報告に基づき、又は学位試験に合格した者には、当該研究科長の報告に基づき、総長は、所定の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式1-1から別記様式6-2までに定めるとおりとする。ただし、別記様式3-3（課程修了によるもの（国際連携専攻））における和文に併記する英文等及び大学長名、大学長印等については、連携外国大学院との協議により記載することとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位授与の取消し)

第17条 修士、博士又は専門職の学位を授与された者で、次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

二 修士、博士又は専門職の学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位審査手数料)

第18条 第5条の学位審査手数料の額は、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程(令和2年度機構規程第65号)に規定する額とする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月20日規程第285号)

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

2 法学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日規程第 49 号)

- 1 この規程は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際開発研究科の専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修しているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日規程第 109 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規程第 91 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日規程第 39 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日規程第 39 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 9 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 15 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、改正後の第 16 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日規程第 92 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日規程第 57 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 15 日規程第 108 号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、平成27年度以前に受理した博士論文に係る学位審査委員会の組織については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月21日規程第91号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 情報文化学部の専攻分野の名称は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る卒業の資格を認定された者については、なお従前の例による。
- 3 文学研究科、国際開発研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科及び情報科学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る課程を修了した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年4月18日規程第4号)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、施行日以前に受理した修士論文又は特定の課題についての研究の成果に係る学位審査委員会の組織については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月18日規程第54号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日規程第116号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日名大規程第80号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程に定める額

学位審査手数料	57,000 円
---------	----------

別記様式 1-1

[別紙参照]

別記様式 1-2 (英文)

[別紙参照]

別記様式 2-1 (修士論文の審査によるもの)

[別紙参照]

別記様式 2-2 (修士論文の審査によるもの (英文))

[別紙参照]

別記様式 3-1 (課程修了によるもの)

[別紙参照]

別記様式 3-2 (課程修了によるもの (プログラム))

[別紙参照]

別記様式 3-3 (課程修了によるもの (国際連携専攻))

[別紙参照]

別記様式 3-4 (課程修了によるもの (英文))

[別紙参照]

別記様式 3-5 (課程修了によるもの (プログラム) (英文))

[別紙参照]

別記様式 4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)

[別紙参照]

別記様式 4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの (英文))

[別紙参照]

別記様式 5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)

[別紙参照]

別記様式 5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文))

[別紙参照]

別記様式 6-1 (論文提出によるもの)

[別紙参照]

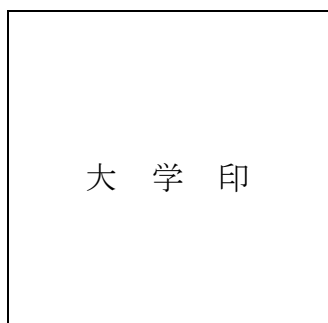
別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))

[別紙参照]

別記様式 1-1

○第XXXX号

学 位 記



氏 名

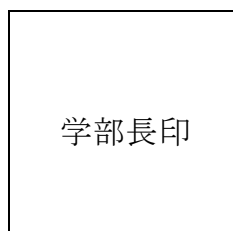
○○○○年○○月○○日生

本学 ○○ 学部 ○○○ 学科所定の課程を修めて
 本学を卒業したことを認め学士（○○学）の学位を授与
 する

○○○○年○○月○○日

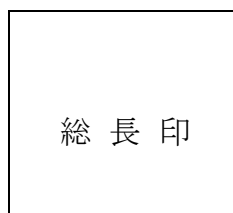
名古屋大学○○学部長

○ ○ ○ ○



名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 1-2 (英文)

NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Bachelor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the School of ○○,
Nagoya University.

Month Day, Year

Name
Dean of the School of ○○

印

Name
President

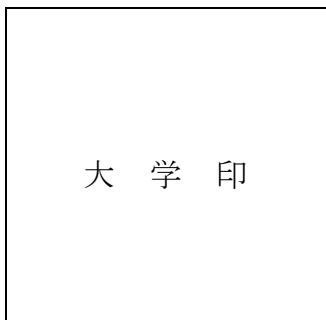
印

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 2-1 (修士論文の審査によるもの)

○第XXXX号

学 位 記



氏 名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので修士 (○○) の学位を授与する

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○

総 長 印

別記様式 2-2 (修士論文の審査によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of

Master of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Master's Thesis
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]

President

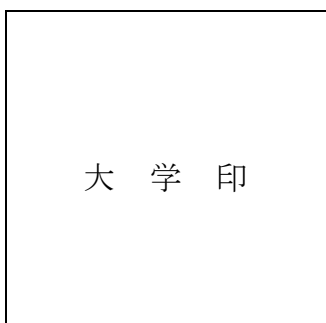
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-1 (課程修了によるもの)

○第XXXX号

学 位 記



氏 名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので博士 (○○) の学位を授与する

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 3-2 (課程修了によるもの (プログラム))

○第XXXX号

学 位 記



氏 名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので博士 (○○) の学位を授与する

(プログラム名 修了)

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 3-3 (課程修了によるもの(国際連携専攻))

○第XXXX号

学 位 記

氏 名

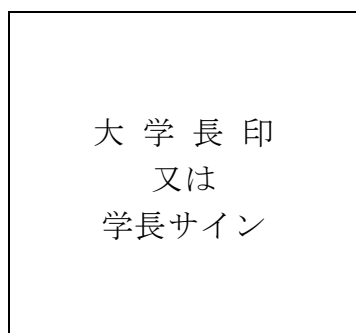
○○○○年○○月○○日生

名古屋大学及び ○○ 大学の間で X年X月X日 に
締結された協定に基づく名古屋大学・ ○○ 大学国際
連携 ○○ 専攻において所定の単位を修得し学位論文
の審査及び最終試験に合格したので単一の共同学位とし
て博士(○○)の学位を授与する

○○○○年○月○○日

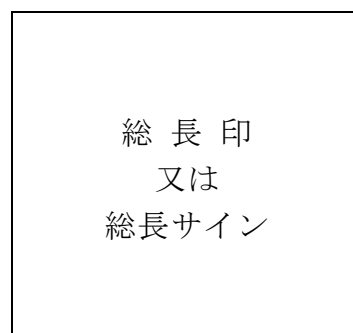
○○大学学長

○ ○ ○ ○



名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 3-4 (課程修了によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of

Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]

President

NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-5 (課程修了によるもの (プログラム) (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of

Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation

for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○

at the Graduate School of ○○,

and in Addition Recognizes the Completion of

プログラム名 .

Month Day, Year

[Signature]

President

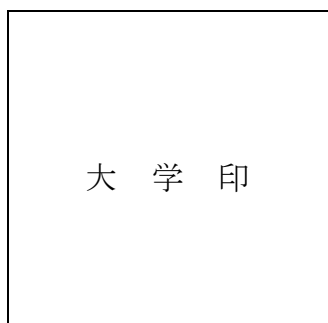
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

別記様式 4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)

○第XXXX号

学 位 記



氏 名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻の修士課程
を修了したので修士 (○○) の学位を授与する

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of

Master of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements

for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○

at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]

President

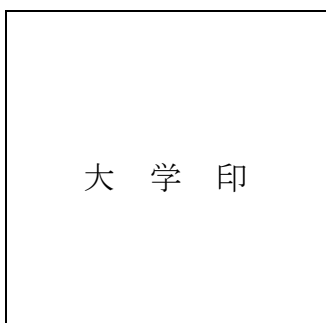
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)

○第XXXX号

学 位 記



氏 名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院法学研究科実務法曹養成専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Juris Doctor (Professional)

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for the Legal Practice Program
in the Law School.

Month Day, Year

[Signature]

President

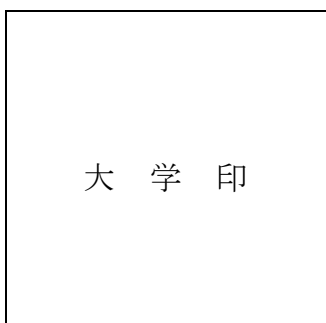
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 6-1 (論文提出によるもの)

○第XXXX号

学 位 記



氏 名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院に論文を提出し ○○ 学研究科において
所定の審査及び試験に合格したため博士(○○)の学位
を授与する

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of

Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Acceptance of a Doctoral Dissertation
at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]

President

NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma